

第2編 共通対策編

目次

	頁
第1章 基本的考え方	1
第1節 基本的考え方	1
第2章 災害予防計画	2
第1節 災害に強い地域づくり、まちづくり	2
第1款 道路等交通関係施設の整備と管理	2
第2款 ライフライン施設の機能確保	2
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	6
第1款 情報の収集・連絡体制の整備	6
第2款 活動体制の整備	7
第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備（消防団、消防団OB会）	11
第4款 医療救護体制の整備	13
第5款 緊急輸送体制の整備	14
第6款 避難収容体制の整備	15
第7款 備蓄に対する基本的な考え方	20
第8款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	21
第9款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備	24
第10款 要配慮者に係る安全確保体制等の整備	25
第11款 防災関係機関の防災訓練の実施	29
第12款 災害復旧・復興への備え	31
第3節 住民の防災活動の促進	32
第1款 防災知識の普及	32
第2款 自主防災組織等の育成強化	34
第3款 ボランティアの環境整備	37
第4款 地区防災計画の策定	39
第5款 災害教訓の伝承	40
第3章 災害応急対策計画	41
第1節 活動体制の確立	41
第1款 町災害対策本部等の設置	41
第2款 職員の参集及び動員	43
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	45
第1款 災害情報の収集・連絡	45
第2款 通信手段の確保	53
第3節 広域応援活動	56
第1款 地方公共団体による広域的な応援体制	56
第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保	58
第4節 救助・救急及び消火活動	62
第1款 救助・救急活動	62
第2款 消火活動	63

目次

	頁
第5節 医療救護活動	66
第1款 医療機関による医療救護活動	66
第2款 医療救護活動の実施	66
第3款 搬送体制の確保	66
第4款 医薬品等の供給	67
第5款 医療情報の確保等	67
第6款 重大事故等突発的災害時の救急医療対策	67
第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	70
第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	70
第2款 陸上輸送体制の確立	71
第7節 避難収容活動	75
第1款 避難誘導の実施	75
第2款 避難所の開設、運営	79
第3款 被災者の把握	83
第4款 避難生活環境の確保	84
第5款 要配慮者への配慮	85
第6款 応急住宅の確保	89
第7款 広域避難及び広域一時滞在	91
第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	93
第1款 食料の供給	93
第2款 飲料水の供給及び給水の実施	94
第3款 生活必需品の供給	95
第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動	97
第1款 保健衛生対策の実施	97
第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施	98
第3款 災害廃棄物処理	99
第4款 環境対策の実施	102
第10節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動	103
第1款 行方不明者及び遺体の捜索	103
第2款 遺体の検視、検案及び埋葬の実施	103
第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動	105
第1款 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持	105
第2款 物価の安定、物資の安定供給	106
第3款 帰宅困難者対策	106
第12節 公共施設等の応急復旧活動	107
第1款 町有通信施設等の応急復旧	107
第2款 公共土木施設等の応急復旧	107
第13節 ライフライン施設の応急復旧	109
第1款 ライフライン途絶時の代替対策	109
第2款 ライフライン施設の応急復旧	109
第14節 被災者等への的確な情報伝達活動	111
第1款 被災者・住民への的確な情報伝達	111

目 次

	頁
第 2 款 相談窓口の設置	112
第 3 款 住民等からの被災者の安否確認について	112
第 1 5 節 自発的支援の受入れ	113
第 1 款 ボランティア活動の受入れ	113
第 2 款 義援物資、義援金の受入れ	115
第 1 6 節 災害救助法の適用	117
第 1 款 災害救助法の適用	117
第 1 7 節 文教対策	120
第 1 款 学校教育対策	120
第 2 款 文化財保護対策	123
第 4 章 災害復旧・復興計画	125
第 1 節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	125
第 1 款 被害が比較的軽い場合の基本的方向	125
第 2 款 被害が甚大な場合の基本的方向	125
第 2 節 迅速な現状復旧の進め方	126
第 1 款 公共施設災害復旧事業計画	126
第 2 款 激甚災害の指定	127
第 3 節 計画的復興の進め方	129
第 1 款 災害復興対策本部の設置	129
第 2 款 災害復興方針・計画の策定	129
第 3 款 災害復興事業の実施	129
第 4 節 被災者の生活再建等の支援	130
第 1 款 被災者への広報及び相談窓口の設置	130
第 2 款 生活確保資金の融資等	130
第 3 款 税対策等による被災者の負担の軽減	140
第 4 款 住宅確保の支援	141
第 5 款 災害復興基金の設立	142
第 5 節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	143
第 1 款 中小企業の復興支援	143
第 2 款 農林水産業の復興支援	143

第1章 基本的考え方

第1節 基本的考え方

本編は、本計画の第3編 風水害等対策編、第4編 地震災害対策編、第5編 道路災害対策編、第6編 大規模な火事災害対策編、及び第7編 林野火災対策編に共通する事項を定めるものとする。

第3編から第7編の対策については、それぞれの対策編によるほか、本編（共通対策編）によるものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い地域づくり、まちづくり

第1款 道路等交通関係施設の整備と管理

第1項 基本方針

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

したがって、施設ごとに被害を最小限にとどめるための安全性の確保及び被害軽減のための諸施策を実施する必要がある。

第2項 対策

1 道路施設

(1) 道路施設の安全性の向上

ア 橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。

イ 落石や斜面崩壊等のおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

ア 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

イ 防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。

ウ 防災区画を形成する道路の整備を推進する。

エ 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

2 その他

町は、県と協力し、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第2款 ライフライン施設の機能確保

第1項 基本方針

電力、電話、ガス、上下水道等施設は、日常の生活に必要な不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、災害後の応急対策活動や住民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、施設ごとに安全性の確保や資機材の配備等の対策を実施する。

また、ライフライン事業者・関係機関との連絡会議等を通じて、早期復旧のための体制整備を図る。

第2項 対策

1 上水道施設の整備

水道事業者は、応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、災害時においては飲料水及び生活用水等を確保するために関係機関と連携し、積極的に対応するものとする。

また、基幹的施設等の安全性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道づくりを推進するものとする。

- ① 応急給水・復旧体制の整備
- ② 相互応援体制の整備
- ③ 基幹的施設の安全性の向上
- ④ 安全性の高い水道システムの構築
- ⑤ 給水の安全性の確保

2 下水道施設の整備

処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、下水道が有すべき機能を確保できるよう、既設においては段階的に、新設においては建設当初の段階から耐震対策を講じるものとし、耐震対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう下水道BCP策定等を行い、対応を図る。

3 電力施設の整備

(1) 九州電力及び九州電力送配電における電力施設

【九州電力株式会社（宮崎支社）及び九州電力送配電株式会社（宮崎配電事業所）】

ア 電力設備の災害予防措置

① 水害対策

a 送電設備

(a) 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所へのルート変更、よう壁、石積み強化等を実施する。

(b) 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

b 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では、屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本的事業にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

② 風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

③ 雷害対策

a 送電設備

架空地線の設置、アークホーンの取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、ア

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い地域づくり、まちづくり

ーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止、又は拡大防止に努める。

b 変電設備

「電気設備に関する技術基準」による雷害対策のほか、必要な箇所には耐雷遮への強化を行う。

また、重要系統の保護継電装置を強化する。

c 配電設備

架空地線の設置及び耐雷機材（アレスター、限流アークホーン等）の取り付けによる雷害対策を実施する。

④ 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形、地質等を考慮して、状況によりよう壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係箇所へのPRを徹底する。

イ 防災業務施設及び設備の整備

① 観測、予報施設及び設備の整備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量等の観測施設及び設備を強化、整備する。

② 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線通信用の諸施設及び設備を強化、整備する。

ウ 災害対策用資機材等の輸送、整備点検

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確保にも努める。

また、災害対策用資機材等は常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般のお客さまに常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほかパンフレット、チラシ等の作成配布を通じて次の事項に対する認識を高めていただくよう広報活動を行う。

① 無断昇柱、無断工事をしないこと。

② 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力・九州電力送配電の事業所等に通報すること。

③ 断線垂下している電線には絶対触らないこと。

④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機具等は危険なため使用しないこと。

⑤ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

第2章 災害予防計画
第1節 災害に強い地域づくり、まちづくり

- ⑥ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。
- ⑦ その他事故防止のため留意すべき事項

4 通信施設の整備

【西日本電信電話株式会社（宮崎支店）】

災害に備え通信施設の信頼性向上対策は、以下の通りである。

(1) 通信設備

ア 中継センターの分散

市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センターを分散設置（宮崎、都城）し、回線を分散収容し危険防止を図っており、通話量を的確にコントロールするオペレーションツールを有効に活用し、そ通の円滑化を図る。

イ 中継伝送路の2ルート化（ループ化）

中継伝送路が被災した場合、その区間の通話途絶の防止及びネットワーク全体の混乱を未然に防ぐため、伝送路の2ルート化（ループ化）を図っていく。

ウ 耐震・防風対策

N T Tビルや無線用鉄塔は、震度6程度の地震及び風速60m/sにも耐えられる設計になっている。

また、交換・伝送・電力設備及びオペレーション端末等は、倒壊を防ぐための耐震対策を講じる。

エ 停電対策

停電時に備え、自家発電設備や蓄電池を設置している。

また、被災の状況により、移動電源車及び発動発電機等による対処を図る。

オ 受付呼（104/116/113/115）の分散化

県内の受付センターが被災した場合は、以下の通り分散受付となる。

- ・104呼 九州管内の104センターへランダム分散受付される。
- ・116呼 宮崎をはじめ九州管内の116センターへ分散受付される。
- ・113呼 受付交換機の分散化を図っていく。
- ・115呼 九州管内の115センターへ分散される。

(2) 建物

ア 防火対策

防火シャッター、防火扉を設置し、煙感知器、消火設備を設置している。

また、床面、壁面のケーブル孔を不燃材で遮断する等、延焼防止策を講じる。

イ 浸水対策

洪水による浸水を防ぐため、立地条件に応じた防水扉を設置している。

また、小規模な建物の場合、立地条件に応じ敷地そのものを高くする等の対策を講じる。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

第1項 基本方針

災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作の習熟に努める。

第2項 対策

1 防災情報処理システムの運用体制の確立

町は、災害時には防災情報処理システムを活用し迅速かつ確実な情報の収集に努める。そのため、平時より関係者等へ講習を行い、防災情報処理システムの運用体制の確立を図る。

また、被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

2 防災行政無線の整備

第9款「被災者等への的確な情報伝達体制の整備」に記載

3 通信訓練、研修会の実施等

町は、災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的の実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施する。

4 情報の分析整理

(1) 人材育成等

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) ハザードマップ等の活用

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップを活用し、災害危険性の周知等に生かす。

(3) 地理情報システムの構築等

町は、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進に努めるとともに、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第2款 活動体制の整備

第1項 基本方針

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町は、県及び防災関係機関との連携のもと、活動体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していく。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

第2項 対策

1 組織体制の整備

(1) 防災会議

町は、基本法第16条の規定に基づき、国富町防災会議（以下「防災会議」という。）を設置し対策推進を行う。

なお、防災会議の所掌事務及び組織、運営等は基本法、関係法令、国富町防災会議条例（昭和38年7月1日公布）の定めるところによるものとするが、その概要は次のとおりである。

ア 防災会議の組織は次表のとおりである。

イ 防災会議の所掌事務は概ね次のとおりである。

- ① 町地域防災計画を作成し、その実務を推進すること。
- ② 地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ 水防に関し重要な事項を審議すること。
- ④ その他法令により、その権限に属する事務

第2章 災害予防計画
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

表 防災会議組織

委員			連絡先
国富町 防災会議 会長(国富 町長)	第1号 委員	指定地方行政機関の 職員のうちから町長 が任命する者	国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 24-8221
	第2号 委員	宮崎県の知事の部内 の職員のうちから町 長が任命する者	宮崎県高岡土木事務所長 82-1155 宮崎県中部農林振興局長 26-7278
	第3号 委員	宮崎県警察の警察官 のうちから町長が任 命する者	宮崎県高岡警察署長 82-4110
	第4号 委員	町長がその部内の職 員のうちから指名す る者	国富町総務課長 〃 総合戦略課長 〃 財政課長 〃 保健介護課長 〃 福祉課長 〃 町民生活課長 〃 農林振興課長 〃 農地整備課長 〃 都市建設課長 〃 上下水道課長 75-3111
	副町長	教育長	国富町教育長 75-3111
	第5号 委員	消防団長	国富町消防団長 75-3111
	第6号 委員	指定公共機関又は指 定地方公共機関の職 員のうちから町長が 任命する者	九州電力送配電(株) 宮崎配電事業所長 0120- 986-962
	第7号 委員	自主防災組織を構成 する者又は学識経験 のある者のうちから 町長が任命する者	宮崎市消防局北消防署 西部出張所長 75-4664

第2章 災害予防計画
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(2) 業務継続計画（BCP）の策定

町は、基礎的な自治体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の策定に努める。

業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

(3) 防災関係機関の組織体制整備

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に係る取組を支援する。

2 初動体制確立への備え

(1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

町は、災害発生時の職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、通信途絶等により動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするとともに、職員防災ハンドブック等の作成・配付により、その周知徹底を図る。

(2) 参集時の交通手段の検討

大規模災害発生による被害及び深夜等により、職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段について、各所属において個別的に検討する。

(3) 情報伝達手段の確保

職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、携帯電話等の利用を徹底する。

(4) 訓練による周知徹底

検討した事項の職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、機会あるごとに訓練を行う。

訓練に当たっては、次の訓練目的・時期・内容等を随意組合せて、随時行うものとする。

表 防災訓練の例

訓練の目的	① 異動後の新体制確立状況チェックのための訓練	
	② 防災週間など時宜をとらえた啓発的訓練	
	③ 災害警戒本部など実働部門の訓練	
	④ 災害対策本部設置（機器の設置及び職員参集）訓練	
	⑤ 救助関係機関合同訓練	
訓練の時期	① 平日の早朝	② 木曜・金曜の夜間
	③ 休祭日の昼間	④ 勤務時間内
訓練の内容	① 緊急動員訓練	② 緊急伝達訓練
	③ 総合指揮本部・現地本部訓練	④ 機器の設置訓練
	⑤ 機器取扱い習熟訓練	⑥ 総合防災訓練

第2章 災害予防計画
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(5) 行動要領（マニュアル）の作成

庁内各部署は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう行動要領（マニュアル）を作成し、各職場での研修・訓練等を通じて、その周知徹底を図る。

なお、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行う。

総務課（危機管理係）は、速やかに災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む災害対策本部設置マニュアルの整備を行う。

(6) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、常時3日分の職員用食料等の備蓄に努める。

(7) 職員の家庭における安全確保対策の徹底及び職員用食料等の備蓄

町は、災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日頃から職員指導を徹底する。

(8) 応急対策全般への対応力の強化

応急対策全般への対応力を備えるため、研修制度・内容の充実等により人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活動できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

3 災害対策中枢拠点施設の整備

町は、災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

4 広域応援体制等の整備充実

(1) 他都道府県との相互協力体制の整備

大規模地震発生時においては、総務省等において避難所の運営や罹災証明書の発行等の人的支援及び災害時のマネジメント支援を行う「応急対策職員派遣制度」が運用されているほか、被災建築物応急危険度判定や水道等の専門職を派遣する仕組みを各部署が設けていることから、町は普段からこれらの活用を検討する。

また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(2) 市町村間の相互協力体制の整備

町は、平常時から「宮崎縣市町村相互応援協定」、「宮崎県消防相互応援協定」及び「宮崎東諸県災害時相互応援に関する協定」に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努める。

また、土木・建築職などの技術職員が不足している場合の中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

さらに町は県と協力して、宮崎県津波対策推進協議会を通じて、沿岸市町との津波災害への対応について検討を進めるとともに、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を確立する。

第2章 災害予防計画
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(3) 町、県と自衛隊等との連携体制の整備

大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊をはじめ国の関係機関、指定公共機関については、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会やヘリコプター運用調整、総合防災訓練等、様々な機会を捉えて連携強化を図り、災害派遣活動が円滑に行われるよう努める。

5 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

緊急時ヘリコプター離着陸場は資料のとおりとする。

【資料11 緊急時ヘリコプター離着陸場】

6 アクセス整備

町は、県及び防災関係機関との連携のもと、災害対策活動を円滑に推進するため、各種施設の整備はもとより、各機関が連携をもって行動するための共通地区の作成や地域防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握など、ハード、ソフト両面にわたるアクセスの整備に努める。

第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備（消防団、消防団OB会）

第1項 基本方針

大規模災害時における火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

第2項 対策

1 出火防止体制の整備

(1) 一般家庭に対する指導

町は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 対震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器等の安全な機器の普及
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火気設備を扱う場所での不燃化及び整理整頓
- エ カーテン等防災物品及び防災製品の普及
- オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底
- カ 発災時において、ゆれを感じたとき、ゆれが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底

(2) 火災予防運動の実施

町は、毎年、火災の多発期に当たる11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）、宮崎県林野火災予防運動（1月30日～2月5日）、春季全国火災予防運動（3月1日～3月7日）を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努める。

2 消防力の充実強化

(1) 消防施設・設備の強化と保全

町は、消防に関する事務（消防団に関する事務、水利施設の設置、維持管理に関する事務及び水防に関する事務を除く。）を宮崎市に委託する。

ア 初動及び活動体制を確保するため、消防団員の活動資機材の充実、強化を図る。

イ 火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、町は、現有消防自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期する。

3 消防団・消防団OB会

(1) 消防団員の確保、消防団活性化対策の推進

消防団は町における地域防災の中核的存在であり、今後とも町は消防団員の確保に努め、消防団の活性化対策を一層推進する。

消防団の組織及び消防施設等の状況は資料のとおりである。

【資料12 消防施設等の状況】

(2) 消防団員の教育訓練

町は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校に必要なに応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施する。

(3) 消防団OBとの連携

町は、町外勤務などによる昼間の町内消防団員の不足を補完するため、消防団OB会の育成を推進する。消防団OB会は、消防団、自主防災組織、自治会（区）等との連携を図り地域の災害対策に寄与する。

4 消防水利の確保

(1) 町は、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。災害時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の破損等も予想される。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、プール等の保有水の活用、河川等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

(2) 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

5 救急・救助体制の整備

(1) 救助体制の整備

ア 町は、消防団、消防団OB会、自治会（区）及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、救助活動に必要な資機材の整備を図る。

イ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、町は、民間団体の協力を得て、救出用資機材及び重機等の資機材の保有状況を把握しておく。

現在の救出用資機材及び重機等の保有状況は資料のとおりである。

【資料13 救出用資機材及び重機等の保有状況】

6 地域の初期消火・救助・応急手当能力の向上

(1) 要配慮者の把握

自治会(区)や自主防災組織は、地域内の高齢者、障がい者、外国人などの要配慮者を把握しておく。

(2) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。

また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(3) 救助・応急手当能力の向上

ア 救助用資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救助用資機材の備蓄に努め、地域内の建築業者等からの調達を考慮しておく。

また、町はこうした地域の取組を支援する。

イ 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。町はその指導助言にあたるとともに訓練上の安全の確保について十分に配慮する。救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、町は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

ウ 地域の応急手当として有効なAED(自動体外式除細動器)の設置場所を把握するとともに、その設置場所の周知を検討する。

第4款 医療救護体制の整備

第1項 基本方針

大規模災害が発生した場合、大勢の死傷者が生じ、交通網、通信網、電気、ガス等のライフラインが途絶するなど、住民生活に大きな混乱を引き起こすことが想定されている。

このような中で迅速、的確な医療救護活動を行い、人的被害を最小限に食い止めるためには、通常時の救急医療体制に加えて、災害時にも機能しうる医療救護体制を確立、強化していく必要がある。災害発生からの時間経過により対応方針が異なってくることから、発災直後(発災～6時間)、超急性期(発災～72時間まで)、急性期(3日目～1週間程度まで)、亜急性期(1週間～1か月程度まで)、中長期(1か月以降～)のフェーズにおける医療救護体制の整備を積極的に推進していく。

第2項 対策

1 災害拠点病院等の整備充実

県では、二次医療圏毎に災害拠点病院を指定しており、今後とも、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社宮崎県支部、消防本部等の関係機関との協議を進めながら、災害拠点病院を中心とする医療救護体制の整備充実にも努める。

なお、県が指定する緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備にも努める。

第2章 災害予防計画
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(1) 地域災害拠点病院

相当数の病床を有し、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために高度の診療機能を有するとともに、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等に対応できる「地域災害拠点病院」として、宮崎東諸県二次医療圏では、宮崎市郡医師会病院、宮崎善仁会病院が指定されている。

当地域災害拠点病院は、二次医療圏内の病院、診療所の後方病院としての機能を持っており、今後、地域災害拠点病院の実状に応じて施設・設備の整備を図り、耐震性の強化、ライフラインの確保に努めるとともに、トリアージ等の訓練・研修により要員の育成・強化を図り、総合的な整備充実を進める。

注) トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。

(2) 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院の機能を強化し、さらに要員の訓練・研修機能を有した「基幹災害拠点病院」として県立宮崎病院及び宮崎大学医学部附属病院が指定されている。当基幹拠点病院は県全体の災害拠点病院の中核となる施設であり、今後、施設・設備の整備を図り、耐震性の強化、ライフラインの確保等に努めるとともに、その訓練・研修機能の強化を図る。

表 災害拠点病院一覧

種別	二次医療圏名	医療機関名
基幹災害拠点病院	全医療圏	県立宮崎病院、宮崎大学医学部附属病院
地域災害拠点病院	延岡西臼杵	県立延岡病院
	日向入郷	宮崎県済生会日向病院、千代田病院、和田病院
	西都児湯	西都児湯医療センター
	宮崎東諸県	宮崎市郡医師会病院、宮崎善仁会病院
	西諸	小林市立病院
	都城北諸県	都城市郡医師会病院
	日南串間	県立日南病院

第5款 緊急輸送体制の整備

第1項 基本方針

大規模災害が発生した場合、建築物の倒壊及び出火延焼、死者、ライフラインの被害等が想定される。これらの被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。

そのため、あらかじめ緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両等の調達体制を整備する。

第2項 対策

1 緊急輸送道路ネットワークの整備

(1) 緊急輸送道路の指定

県は、陸上、水上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と、県内の防災拠点及び緊急輸送拠

第2章 災害予防計画
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行う。

県で指定されている緊急輸送道路のうち、町に該当する路線は以下の通りであり、町は、これらの道路整備に協力していく。

表 国富町に該当する緊急輸送道路一覧表

区分	路線名
第1次緊急輸送道路	東九州自動車道
	県道24号高鍋高岡線
第2次緊急輸送道路	県道26号宮崎須木線

資料：県防災計画書（令和6年3月）

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地震防災緊急事業五箇年計画等の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

2 道路啓開車両等の調達体制の整備

町は、発災後の道路啓開を円滑に進めることができるよう、建設業者と協定を締結するなどして、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等を常時確保できる協力体制を整備する。

第6款 避難収容体制の整備

第1項 基本方針

大規模災害が発生した場合、多数の長期避難者の発生が予想される。このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。

このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていく。

第2項 対策

1 避難計画の策定と避難対象地区の指定

(1) 避難計画の策定

町は次の事項に留意して、避難体制を整備するとともに、避難所の管理責任予定者等の関係者を対象とした研修を実施する。

なお、町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平素から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

ア 避難指示を発令する基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

エ 避難所（福祉避難所を含む）開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- ① 飲料水の供給
- ② 炊き出しその他による食品の供給
- ③ 被服寝具その他生活必需品の給与
- ④ 負傷者に対する応急救護
- ⑤ 要配慮者に対する介助等の対応

第2章 災害予防計画
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

オ 避難所の管理に関する事項

- ① 避難収容中の秩序保持
- ② 避難者に対する災害情報の伝達
- ③ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- ④ 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

- ① 広報車による周知
- ② 避難誘導員による現地広報
- ③ 住民組織を通じた広報

(2) 避難対象地区の指定

町は、宮崎県地震・津波被害想定調査に基づく災害危険度や地域の実情から判断して、山・がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を地域防災計画において明示するとともに、これらを踏まえて避難対象地区を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進する。

(3) 避難所運営マニュアルの策定

避難所の運営が円滑かつ統一的行えるよう、あらかじめ避難所毎に避難所運営マニュアル等を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておく。

マニュアル等の作成に当たっては、住民の自治による避難所開設・運営、要配慮者や男女共同参画等の視点にも配慮する。

(4) 避難の受入れ

避難所への避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

2 避難場所、避難所、避難路の確保

(1) 指定緊急避難場所

町は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定する。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

災害の想定等に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることを想定するとともに、平常時から近隣市町と調整を行うよう努める。

(2) 指定避難所等

町は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難所を次の基準により指定しておく。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

第2章 災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

指定避難所については次の事項を考慮して指定する。

- ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有する。
- イ 速やかに被災者等を受け入れ又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造又は設備を有する。
- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地している。
- エ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にある。
- オ 人口密集地域においては、町内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合があることから、あらかじめ次により避難所の確保を図っておく。
 - ① 隣接市町の公共施設等の利用
 - ② 企業や個人が保有する施設等の利用
- カ 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておく。
- キ 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- ク 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
- ケ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。
- コ 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- サ 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

現在の避難所及び避難路は、資料のとおり。

また、避難所の被害が考えられるため、必要に応じて指定避難所以外の自治公民館等を活用する。

【資料14 避難場所及び避難路】

(3) 避難路の確保

町は、避難所にいたる避難路を確保するため、従来の都市計画街路事業等に防災性を付与し、整備の推進を図る。

また、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じる。

3 避難所等の広報と周知

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難所等や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙・PR紙を活用して避難に関する広報活動の実施を通じて住民等に対する周知を徹底するとともに、定期的に防災マップなどの見直しとその内容の充実を図る。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(1) 避難所の広報

町は、避難所を指定した際、次の事項につき、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに、避難所として指定した施設については、住民等にわかりやすいよう避難所の表示を行う。

また、災害時に避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

- ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称
- イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の所在位置
- ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路
- エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の収容人数
- オ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

町は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物質の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の避難所への携行）
- ウ 避難収容後の心得

(3) 避難所の運営管理の知識の普及

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(4) 災害危険区域の広報

災害時の土石流、地すべり、山・がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、土砂災害警戒区域図を作成する等、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所の巡回監視等に努める。

4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) 指定避難所の安全性の確保

町は、平常時より建物の安全性の確保を積極的に推進していくものとし、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 指定避難所の備蓄物資及び設備の整備

町は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、マスク、消毒液、携帯トイレ、簡易トイレ、段ボールベッド、パーティション、感染症対策に必要な物資、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

また、負傷者に対する応急救護や貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施する。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておく。

5 応急仮設住宅の供与体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者は、避難所に收容され保護を受けることとなるが、避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものである。

町は、災害のために住家を滅失した被災者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対し一時的な居住の安定を図るため、立地条件等に配慮して建設用地を選定・確保しておくなど、応急仮設住宅の供与体制を整備する。

(1) 公営住宅等、賃貸型応急住宅の提供体制の整備

町は県と協力し、公営住宅等の既存ストックの空室状況を把握し、被災者への迅速な提供に努める。

また、賃貸型応急住宅の迅速な提供を行うため、不動産関係団体と連携強化を図る等、必要な体制の整備に努める。

(2) 建設型応急住宅の提供体制の整備

町は、次の事項に留意し応急仮設住宅の建設について提供体制を整備する。

ア 建設用地の選定

- ① あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し確保しておく。
- ② 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、町有地、国有地、企業等の民有地の順に選定する。
- ③ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則とし無償で提供を受けられる土地とする。

イ 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設する。

ウ 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等

第2章 災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

用地利用関係について明確にしておく。

エ 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に建設することができるよう、必要によってあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておく。

オ 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定する。

カ 必要戸数の供給

災害が発生した場合には、必要によって建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設する。

キ 応急仮設住宅の仕様等

応急仮設住宅の提供に当たっては、単身や多人数世帯、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者等、個々の需要に応じた住宅の仕様や、提供後の地域社会づくり等に考慮した配置とする。

第7款 備蓄に対する基本的な考え方

大規模災害初期は、交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、被災地域内での物資調達が困難になるとともに、国や他都道府県からの支援もすぐに届かないことが想定される。

このため、災害発生直後から流通が回復あるいは国・県等の支援が本格化されるまでの間に最低限必要な生活関連物資の備蓄は、「自分の命は自分で守る」という「自助」の理念に基づき、住民自らが行うことを基本とするとともに、町は、被災者等の保護を行うため発災初期における生命維持や生活に最低限必要な物資を備蓄する。

1 住民による備蓄に係る基本的な考え方

(1) 家庭における備蓄

発災初期においては、流通機能が麻痺し必要な物資の購入ができない可能性が高いため、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め、食料、飲料水、その他の生活必需物資については、家族人数分の最低でも3日間分（可能な限り1週間分程度）の備蓄に努める。

家族構成やペットの有無など家庭の状況により発災初期に必要な物資の内容は異なるため、事前に各家庭で備蓄する物資について確認するよう努める。特に高齢者や乳幼児、障がい者などの要配慮者がいる家庭においては、紙おむつや医薬品、粉ミルク、ほ乳瓶などの物資についても備蓄に努める。

また、食物アレルギーをもつ家族等がいる場合については、食物アレルギーに対応した食料の備蓄に努める。避難の際にすぐに備蓄物資や貴重品等を持ち出せるよう非常持出袋等を準備し、食料、飲料水、その他の生活必需物資を避難所等に持参できるよう努める。

(2) 事業所等における備蓄

発災後における事業所等としてのサービスの維持や復旧を図るため、安全を確認後、従業員等は業務を継続する必要がある。

また、発災直後における帰宅困難者の抑制を図るため、従業員等は、一定期間は事業

第2章 災害予防計画
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

所内に留まっておくことが望ましい。このため、事業所等は事業所内で勤務する従業員数の最低でも3日間分の食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に努める。

(3) 自治会（区）等（自主防災組織を含む。）における備蓄

発災時の初期消火、救出・救護活動、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう、自治会（区）長等の組織単位で資機材や食料、飲料水、その他の生活必需物資等の備蓄に努める。

2 町による備蓄に係る基本的な考え方

災害に必要な物資は住民自らが備蓄し、避難所等に避難する際には持参することを基本とするが、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、家屋倒壊や焼失等により備蓄した物資を避難所等に持参できない住民が発生することが想定されることから、町は被災者等の保護を行うため最低限必要な物資を備蓄する。

その際、町は食物アレルギーに配慮した食料や育児用調製粉乳の備蓄に努める。

(1) 町の役割

基礎的な地方公共団体として、発災初期において速やかに避難所及び避難所以外の場所に滞在する被災者の保護を行うことができるよう、最低限必要な生活関連物資の現物備蓄や、協定等による民間事業者等からの物資調達（以下「流通備蓄からの調達」という。）に努める。発災初期に速やかに供給できるよう避難所等に分散して現物備蓄に努める。

(2) 備蓄する品目

発災初期の生命維持や生活に最低限必要な食料、育児用調製粉乳、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレや避難所運営に必要な資機材を中心とし、要配慮者や女性に配慮した物資の供給や地域の事情を考慮した上で、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

なお、断水時の飲料水の供給は、水道事業者等が実施する応急給水による対応を基本とするが、その補完として、ペットボトル等の現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

(3) 流通備蓄からの調達

南海トラフ地震等の大規模災害発災初期は交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、県外からはもとより県内においても広域的な物資運搬は困難となることが予想される。このため町が行う発災から3日目までの流通備蓄からの調達は、可能な限り物資の運搬が容易な郡域内の民間事業者等から優先して行うことを基本とする。

第8款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

第1項 基本方針

町は、「宮崎県備蓄指針（令和6年3月）」に基づき、住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、生活必需品及び飲料水の不足等が起こった場合、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備を図る。

第2項 対策

1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

ア 町の体制整備

町は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要や避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努める。

- ① 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通在庫備蓄に努める。
- ② 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても供給・備蓄に努める。
- ③ 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省等との連絡・協力体制の整備を図っておく。

イ 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、概ね3日分に相当する量を目標として備える。

町は、各家庭や事業所における備蓄推進を、自治会（区）等を通じて啓発する。

(2) 応急給水・応急復旧体制の整備

水道事業者は、被災時に被災状況に応じた応急給水・復旧計画を立案するための応急給水・復旧基本計画をあらかじめ策定する。

また、応急給水・復旧基本計画は、職員に周知徹底しておくとともに、常に実施計画立案が行えるよう体制を整備する。

なお、計画に盛り込む事項は、概ね次のとおりとする。

ア 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等を定めておく。

イ 応急復旧期間

目標復旧期間は概ね4週間以内とする。

ウ 応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

- ・初めの3日間 3 $\frac{1}{2}$ リットル/人日
- ・7日目まで 20 $\frac{1}{2}$ リットル/人日
- ・14日目まで 100 $\frac{1}{2}$ リットル/人日
- ・15日から28日目まで 250 $\frac{1}{2}$ リットル/人日
- ・29日目以降 通常通水

エ 応急供給拠点の設定

応急給水時における給水車・給水タンク等への水の供給基地として、浄水場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。

オ 応急給水拠点の設定

給水拠点は次の搬送距離等を目標に設定する。

- ・初めの3日間 避難所

第2章 災害予防計画
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- ・ 7日目まで 避難所・給水拠点
- ・ 14日目まで 150m程度
- ・ 15日から28日目まで 10m以内
- ・ 29日目以降 通常通水

カ 応急資機材の確保

他市町村からの応援資機材量を勘案のうえ合理的な備蓄量を設定する。

キ 応急資機材の受入・配送拠点の整備

資機材等の受け入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整の上、応援資機材配送計画を作成する。

ク 応援受入拠点の整備

- ・ 応援受入拠点は、関係機関と協議・調整の上、公的施設等を利用して整備する。
- ・ 緊急時に備えて、各種図面（管路図等）及び書面を整備するとともに、危機管理上の保管分散化を行う。

ケ 水質管理の強化

応急給水拠点で水質検査を行うなど水質監視体制を整備するとともに、飲料水の一時保管方法について周知する。

町は、避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通備蓄による飲料水の供給、市町村相互応援による給水車派遣等、その供給体制の整備に努める。

2 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

(1) 町の体制整備

町は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な物資や避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じ被災者に応急的な生活必需品の給（貸）与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努める。

ア 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給（貸）与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより流通在庫備蓄に努める。

イ 生活必需品の物資については、女性や子供、要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努める。

ウ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の協力も含めた体制を整備しておく。

エ 生活必需品の例示

- ・ 寝具 就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等
- ・ 外衣 ジャージ、洋服、作業衣、子供服等
- ・ 肌着 男女下着、子供下着等
- ・ 身の回り品 タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等
- ・ 食器、日用品 食器・箸・皿、石鹸、歯ブラシ、液体歯みがき、洗口剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、携帯トイレ、仮設トイレ、マスク、粉ミルク用品、離乳食用品、だっこ紐、授乳用ポンチョ、電池等
- ・ その他、応急的に必要な生活必需品

第2章 災害予防計画
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(2) 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民は、日常生活に必要となる前記エに掲げる品目を備えるよう努める。

3 備蓄推進のための取組

(1) 住民の「災害に対する備え」及び「地域の防災力」の向上

町は、県及び防災関係機関と連携し、住民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、住民の災害への備えを向上させるよう努める。

また、発災直後から住民が中心となり避難所運営や炊き出しが行えるよう、住民参加型の防災訓練を行うよう努める。

(2) 流通備蓄による物資調達体制の強化

南海トラフ地震等の大規模災害では多くの物資を必要とするため、これまでの協定等に加え、町内に生産工場や物流拠点等を設置している民間業者等との協定締結等に努め、物資調達ルートが多様化を図るよう努める。特に食料については、豊富な農水産資源を有する地域の強みを活かした体制の構築に取り組むよう努める。

また、既に締結している協定等については、訓練等を通じて調達可能な物資の品目や数量の確認を行うとともに、平時から民間事業者等と顔の見える関係を構築し、協定等の実効性を高めることに努める。

(3) 国、県及び他市町村との情報共有

災害時に県内市町村相互の物資支援や県からの物資提供を円滑に行うため、備蓄物資の保管内容及び保管量、保管担当者及び連絡先、流通備蓄の協定内容などの情報の共有に努める。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

第9款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

第1項 基本方針

災害発生時には、町だけでなく、国、県、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となるため、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図る。

また、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2項 対策

1 防災行政無線等の整備

(1) 防災行政無線整備の推進

町は、住民に対して災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを基本として、今後とも防災行政無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

(2) 多様な手段の整備

被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）

第2章 災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

のほか、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、有線系も含め要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

2 広報体制の整備

災害発生時に、報道機関からの取材の要請に適切に情報提供ができるよう、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。そのため、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請等の方法について定めておく。

また、広報に当たっては、自衛隊等他の機関の広報との連携・協力について配慮しておく。

- (1) 取材対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- (2) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておく。

3 被災者からの問合せに対する体制の整備

災害発生時には、住民等からの問合せ、要望、意見等が多数寄せられることが予想されるため、情報の混乱を防ぎ、住民に対する的確な情報を提供できるよう体制を整えておく。

- (1) 住民等からの問合せに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- (2) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送、緊急速報メール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (3) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図る。

第10款 要配慮者に係る安全確保体制の整備

第1項 基本方針

近年の災害では、要介護認定を受けている者、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の犠牲が多くなっている。このため、町、県及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者等は、連携を図りつつ、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制及び福祉支援体制について整備に努める。

第2項 対策

1 社会福祉施設等の防災体制の充実

社会福祉施設等の管理者は、次の事項に留意し、施設入所者や通所者（以下、「施設入所者等」という。）の安全確保体制を整備する。

- (1) 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災

第2章 災害予防計画
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

計画をあらかじめ策定しておく。

なお、計画は、夜間・休日等の災害発生にも十分に対応できる計画とする。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、地域自治会・自主防災組織やボランティア組織等との連携に努める。

また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておく。

(3) 施設の安全性等の確保

災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の耐震診断を実施し必要に応じ耐震補強工事を行うなど、施設の安全性等の確保に努める。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についてもその対策を講じておく。

(4) 防災資機材の整備、食品等の備蓄

災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努める。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施する。

また、避難訓練においては、消防署、地域住民・自主防災組織やボランティア組織等と連携した訓練を実施する。

(6) 防災士の資格取得

職員の防災士資格取得に努める。

(7) 町への協力

町が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努める。

町は、社会福祉施設の防災体制の充実について、施設管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と関係機関団体との連携について調整支援を行う。

また、災害後、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受け入れ等について、社会福祉施設相互間の調整を検討しておく。

現在の社会福祉施設等の状況は資料7のとおりである。

【資料7 社会福祉施設等の状況】

2 避難行動要支援者の救護体制の整備

要配慮者のうち災害発生時等において、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に関し、次の事項に留意し体制を整備する。

(1) 避難行動要支援者の名簿の整備等

ア 町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

イ 町地域防災計画に定めるところにより、福祉部局と防災部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、当該名簿の作成を行う。

ウ 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、その把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間等をあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

エ 避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意、

第2章 災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

又は、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとし、その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

カ 町は、町地域防災計画に基づき、防災部局や福祉部局など関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

キ 個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するよう努める。

ク 避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとし、その際、計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ケ 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。

この場合においては、計画情報を提供することについて当該計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

コ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

サ 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

シ 庁舎の被災等が生じた場合においても、当該名簿や計画の活用に支障が生じないよう、名簿情報及び計画情報の適切な管理に努める。

ス 個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

セ 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(2) 避難等の伝達方法の整備

町は、災害時に避難の指示等が適切に伝達されるよう、その伝達方法について緊急通報システムの整備や民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得た伝達等について体制を整備しておく。

第2章 災害予防計画
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(3) 相互協力体制の整備

町は、民生委員・児童委員、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

地域住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

(5) 福祉避難所の指定等

町は、介助等の特別な配慮を要する要配慮者を収容するため、福祉避難所を指定するとともに、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、福祉避難所での生活に資するポータブルトイレ、紙おむつ、ストーマ用装具等の生活必需品の備蓄及び要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保等について体制を整備しておく。

なお、福祉避難所が不足する場合に備え、生活相談員等を配置する福祉避難スペースの活用も視野に入れ、事前にその確保に努める。

【資料14 避難場所及び避難路】

3 外国人に対する防災対策の充実

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

(1) 外国人の状況の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時からその状況の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

町は県と協力し、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、県及び（公財）宮崎県国際交流協会と協力し、災害時に対応できる体制づくりに努める。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

町は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、そ

第2章 災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

の表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

ウ 外国人への行政情報の提供

町は県と協力し、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して多様な言語やひらがな等のわかりやすい言葉・文字（以下「多言語等」という。）による情報提供を行う。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

町は県と協力し、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ 語学ボランティアの確保

町は県と協力し、災害時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ「担当窓口」を設置するとともに、多言語等による防災対策対話集などの作成に努める。

第11款 防災関係機関の防災訓練の実施

第1項 基本方針

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関は相互の連携のもと災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、訓練を行うに当たっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、性別、年齢等にかかわらず、要配慮者等多様な住民が参加し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込んだり、大規模広域災害時の円滑な広域避難のため、関係機関と連携する等、実践型の防災訓練を実施するよう努める。さらに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め防災対策の充実強化を図る。

町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第2項 対策

1 総合防災訓練

町は、県主催及び広域の総合防災訓練に参加し、災害時の心構えと防災活動のあり方の確認、各防災関係機関の協力体制の確立及び地域防災計画等の検証、住民の防災意識の向上等を目的として、下記の要領で総合防災訓練を関係機関とともに実施するよう努める。

(1) 実施時期

訓練効果を考慮し、毎年実施する。

(2) 訓練種目

- ① 災害対策本部設置、運営等活動体制の確立
- ② 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- ③ 広域応援活動
- ④ 救助・救急及び消火活動

第2章 災害予防計画
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- ⑤ 医療救護活動
- ⑥ 避難収容活動
- ⑦ 公共施設等の応急復旧活動
- ⑧ ライフライン施設の応急復旧
- ⑨ 防災関係機関の連携
- ⑩ その他災害発生時に起こりうるあらゆる災害を想定し、災害応急対策に必要な種目について訓練を実施する。

2 個別防災訓練

町は、下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して別途実施する。

(1) 水防訓練

町は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、関係機関と協力して水防訓練を実施する。

(2) 避難訓練

町は、警察等避難訓練実施機関との連携のもと、災害時における避難が迅速かつ円滑に行われるよう、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域及び病院、集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(3) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

町は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ちの実施も検討する。

(4) 情報収集及び伝達訓練

町は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(5) 広域防災訓練

町は、県との連携のもと広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

3 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的実施する。

また、地域の一員として、町、所轄消防機関及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等安全確保訓練等を主として行う。

第2章 災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、町は、県及び防災関係機関とともに、防災訓練に際して要配慮者を含め広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等の災害に備える活動を継続的に実施するよう努める。

4 防災訓練の検証

町は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じる。

第12款 災害復旧・復興への備え

第1項 基本方針

災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

また、罹災証明書発行体制の整備及び被災者台帳支援システムの整備のほか、災害対策基金等の積立と適正な管理により、迅速な復旧・復興に備える。

第2項 対策

1 各種データの保存・整備

(1) データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う。

町は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、町において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2 罹災証明書発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、人員確保のための他の市町村や民間団体との応援協定等の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

3 被災者台帳支援システムの整備

町は、大規模災害における被災者台帳の作成・管理、罹災証明書発行等の被災者支援業務の円滑かつ効率的な実施のため、当該業務を支援するシステムの導入について検討を進める。

第3節 住民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及

第1項 基本方針

大規模災害は広い地域にわたり建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生等多様かつ多大な被害をもたらすので、行政の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

このため、町は、県及び防災関係機関との連携のもと、自らの防災力の向上を図るとともに、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努める。

第2項 対策

1 住民に対する防災知識の普及

(1) 講習会等の開催

町は、県及び防災関係機関との連携のもと、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会、出前講座等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(2) 日常生活に密着した啓発の実施

災害の種類、季節等の状況に応じて、「自らの安全を守るための行動」「高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対する配慮」「被災時の男女のニーズの違い等に対する男女双方の視点」「性的マイノリティ等に対する配慮」の必要性など、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民の育成を図り、被害を最小限にとどめられるよう啓発を実施する。

主な啓発内容は以下のとおりである。

- ア 避難先は避難所だけでなく、在宅避難や親戚・知人宅への避難など多様であること。
- イ それぞれの避難の特徴を知り、備蓄等の事前準備を行うこと。
- ウ 「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、感染症の拡大下であっても避難所への避難を躊躇しないこと。
- エ 過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動を取ること。
- オ 平常時からハザードマップ等を活用し、自宅や地域の危険性、避難所・親戚知人宅等の場所、避難経路等の確認を行うこと。
- カ 警戒レベル、避難指示等、気象情報等の意味を理解すること。
- キ 災害時における家族等との連絡方法を考えておくこと。
- ク 家屋が被災することを想定し、保険加入を検討するとともに、被災した際は、片付けや修理の前に、家屋内外の写真を撮影しておくこと。
- ケ 共助の重要性を理解し、地域の避難行動等を、地域の多様な主体で話し合うこと。
- コ 避難訓練に参加すること。

また、啓発の方法は以下のとおりとする。

ア 広報紙、パンフレットの配布

広報紙、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

第2章 災害予防計画

第3節 住民の防災活動の促進

また、町ホームページ上の防災・危機管理関係情報を見直し内容の充実を図る。

イ その他のメディアの活用

- ① テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- ② インターネットの活用

(3) 「宮崎県防災の日」、「防災週間」、「津波防災の日」及び「防災とボランティア週間」における重点的な普及活動の実施

町は、5月第4日曜日の宮崎県防災の日、8月30日～9月5日の防災週間及び1月15日～21日の防災とボランティア週間において、防災に関する各種イベントの開催や、地域住民も参加した防災訓練等の実施により、重点的な普及活動を行う。

(4) グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施

町は、小中学校、企業、各種団体などの要望に応じて、きめ細やかな防災についての普及・啓発を行うため、県の防災担当職員や防災士の派遣を依頼し、出前防災講座や意見交換会等を推進する。

2 児童生徒等に対する防災教育

教育機関においては、地域コミュニティにおける多様な主体と連携しながら防災に関する教育の充実に努める。

(1) 児童生徒に対する防災教育

小・中学校、高等学校においては、地域や学校の実情及び児童生徒の発達の段階に応じた体系的な防災教育を行い、生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒等の育成に努める。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育に当たっては各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行う。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。さらに、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的な防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより効果的な防災教育のあり方を検討する。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるよう、教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

3 防災要員に対する教育

(1) 職員に対する防災教育

応急対策を実施する職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

ア 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

第2章 災害予防計画
第3節 住民の防災活動の促進

イ 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

また、様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加するとともに、総合防災訓練等を通じて防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

(2) 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設等を指し、災害発生時には火災やパニックが発生する危険性が高いところである。これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図る。

ア 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。

イ 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。

ウ 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。

エ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

4 観光客等への広報

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

5 相談窓口の設置

町及び県は、住民等からの防災対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。

第2款 自主防災組織等の育成強化

第1項 基本方針

大規模な災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、町は、自主防災組織の育成、強化、企業防災活動の推進及び災害ボランティア活動の環境整備を図り、消防団や消防団OB会とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による自主防災組織の核となるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これら組織の日常化、訓練の実施を促し、自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動と女性の参画の促進を図る。

第2項 対策

1 活動カバー率の向上と活動支援

(1) 活動カバー率の向上

ア 自主防災組織の結成

町及び県は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていく。

また、事業所の防災組織など、地域内の多様な主体との連携を図り、地域防災力の強化を図っていく。

イ 普及啓発活動の実施

町及び県は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

ウ 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤ 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等

[発災時]

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ⑥ 要配慮者の安全確保等

なお、現在の自主防災組織は全行政区で結成されている。

(2) 自主防災組織への活動支援

町及び県は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。資機材の整備については、町は、国等や県の制度を活用し、住民が緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置するよう努める。

表 自主防災組織育成助成事業における資機材の参考例

情報連絡用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
消火用	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等
水防用	救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣等
救出救護用	AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、チェンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等
給食給水用	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形等

第2章 災害予防計画
第3節 住民の防災活動の促進

(3) リーダーの育成

町は、自主防災組織のリーダーを養成するための防災士養成研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。

なお、その際には、要配慮者や男女共同参画の視点からの防災対策についての内容を盛り込むよう配慮する。

2 訓練の実施による災害対応力の強化

各自主防災組織等は、第2章第2節第11款第2項「3(2)自主防災組織等における訓練」に定めるところにより訓練を実施し、災害対応力の強化に努める。

3 企業防災活動の推進

(1) 企業の防災活動の推進

【企業】

ア 企業防災体制の強化

企業は、その社会的責任を自覚し、防災訓練の実施など、企業防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制を整備する。

イ リスクマネジメントの実施

企業は、災害時に果たすべき役割（顧客、従業員等の生命の安全確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

ウ 物資・資材を供給する企業の役割

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材等の供給等を業とする企業（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲料品メーカー、医薬品メーカー等）の責務として、災害時における事業活動の継続実施、町及び県が実施する防災に関する施策（協定締結や防災訓練の実施等）への協力に努める。

エ 緊急地震速報受信装置等の活用

地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

オ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関連法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

【町】

ア 企業の防災力向上に係る支援

町は、企業の防災意識の高揚を図るため、優良企業表彰、企業の防災に係る取組を

第2章 災害予防計画

第3節 住民の防災活動の促進

積極的に評価する等により企業の防災力向上の促進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

イ 事業継続力強化支援計画の策定

町は、県及び商工会・商工会議所と連携して、中小企業による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(2) 防火管理体制の強化

学校・病院等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

(3) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいため、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

第3款 ボランティアの環境整備

第1項 基本方針

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアが果たす役割の重要性を鑑み、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

第2項 対策

1 活動促進のための環境整備

ボランティア活動を促進する地域の拠点となる町ボランティアセンター（町社会福祉協議会設置）と、その中核機関となる宮崎県ボランティアセンター（県社会福祉協議会設置）について、相談、登録・あっせん機能、研修機能、支援機能等の充実に取り組む。

また、ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティアの受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の強化を、研修や訓練を通じて推進する。

2 活動促進のための体制づくり

(1) ボランティアの総合窓口、担当窓口の設置

町は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係部局が担当窓口となり調整を行う。

町及び県社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」として「災害ボランティアセンター」を設置することとし、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備する。

(2) 災害ボランティアセンターの整備と応援体制の確立

町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会とともに、災害ボランティアセンターの運営体制を強化し、災害時におけるボランティアの受入れ、調整及び派遣が一元化して行えるよう、あらかじめ関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

また、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、県域を越えた支援体制や近隣市町間の相互支援体制の確立を図る。

町災害ボランティアセンターの活動内容は、概ね次のとおりとする。

ア 被災者のニーズ調査

イ 被災者やボランティアからの相談受付

ウ 要配慮者への支援

- ・ボランティア活動希望者の派遣
- ・ボランティア活動プログラムの策定と提供
- ・ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供

エ 被災者やボランティアに対する情報提供

オ 各関係機関・団体との連絡・調整

(3) ボランティアの養成・登録等

ア 災害ボランティアセンターの運営に係る人材の養成

町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と協力し、災害時におけるボランティア活動を円滑に行うため、平常時から民生委員・児童委員、社会福祉施設、NPO、企業、学校等との関係づくりに努め、広く住民を対象とした災害ボランティアセンターの運営訓練を行う等、災害時の支援や対応についての研修を実施する。

イ ボランティアの登録

町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

(4) ボランティアの活動環境の整備

ア ボランティア活動の普及・啓発

町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会及び県と協力し、災害時のボランティア活動に住民が速やかに主体的に参加できるよう、日頃から住民・企業等に対しボランティア活動の普及・啓発を行う。

イ ボランティアの活動拠点等の整備

町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会及び県と協力し、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

第2章 災害予防計画

第3節 住民の防災活動の促進

ウ 「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の改訂

町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会及び防災関係機関等と連携しながら必要に応じて「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の改訂を行う。

エ ボランティア保険への加入促進

町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と協力し、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図る。

オ 災害廃棄物の処理体制の整備

町社会福祉協議会は、町と連携し、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築して、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

また、町は県と協力し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるとともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、宮崎県災害廃棄物処理対策ネットワーク協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

(5) 学校におけるボランティアの育成

非常災害時の児童生徒の対応については、平日頃から教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておく。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられるが、その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させる。

3 地域安全活動ボランティアの体制整備

(1) 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模な災害時にあっては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障がい者の安否、その他事件・事故等の頻発など、住民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定されることから、平常時から危険箇所の点検、独居老人等の訪問活動、地域の安全パトロール活動、事件・事故等の情報提供活動等を実施するボランティア活動への助言、協力、支援体制を防犯協会、警察、県・町が一体となって推進・支援体制を構築する。

第4款 地区防災計画の策定

- 1 町は、町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等に関する計画について定めることができる。
- 2 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画の整合を図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第5款 災害教訓の伝承

- 1 町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努める。
また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- 2 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1款 町災害対策本部等の設置

第1項 基本方針

町は、町域に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体等及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策を実施する。

第2項 対策

町は、町域の防災対策中枢機関として「国富町災害対策本部条例」及び本防災計画に定めるところにより、災害規模等に応じて災害対策本部等を設置して防災諸業務の遂行に当たる。

1 情報連絡本部の設置

災害が発生するおそれのあるときは、総務課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、総務課職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

設置の基準は、それぞれの災害対策編による。

2 災害警戒本部の設置

災害対策に関し、必要と認められる場合は、副町長を本部長、総務課長を副本部長とする災害警戒本部を設置する。構成課は、総務課、総合戦略課、農地整備課、農林振興課、都市建設課、上下水道課とする。

設置の基準は、それぞれの災害対策編による。

3 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、それぞれの災害対策編による。

(2) 町長の職務の代理

災害対策本部の設置をはじめ災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故があるとき又は町長が欠けたときは、次の順位で職務を代理する。

第1順位 副町長

第2順位 総務課長

4 災害対策本部の組織等

(1) 組織

災害対策本部は、国富町役場内に設置する。本部の組織編成は資料のとおりである。ただし、必要に応じてこれと異なった組織体制をとることができる。

【資料2-1 国富町災害対策本部組織図】

第3章 災害応急対策計画
第1節 活動体制の確立

(2) 本部

本部に部及び班を設け、部に部長・副部長、班に班長及び班員をおく。部長・副部長は、各対策部に掲げる職にある者を、班長及び班員は町職員をもって充てる。

本部には部のほかに消防団をおく。消防団の組織等は「国富町消防団条例」及び「国富町消防団組織等に関する規則」の定めるところによる。

また、本部に本部会議をおく。本部会議は各部長及び消防団長をもって構成し、災害応急対策の最高意思決定機関とする。また本部会議とは別に、連絡会議を置くことができる。連絡会議は、各部の連絡調整を受け持つ班の班長（消防団については、団長が指名する者）をもって構成し、各部各班相互間の連絡調整に関する事項について協議する。

(3) 配備体制

本部は、災害の規模及び被害の程度等によって次の基準に基づき、三種の配備体制をとる。

表 災害時の配備体制

種別	配備内容	配備基準
警戒配備	災害警戒本部構成課員及びその他各対策部連絡担当員等は登庁し、情報の収集及び連絡にあたる。その他の職員は待機の体制をとる。	1 被害が比較的軽微であり、又は軽微と予想され、その対策が一部の職員で対応できるとき。 2 県又は地方支部が災害対策本部を設置したとき。
非常配備	本部警戒配備体制に加えて各部各班の所要職員が配備につき、その他の職員は必要に応じて配備につく体制をとる。	被害が相当程度にのぼり、又は相当程度にのぼるおそれがあるとき。
特別非常配備	本部の全組織が配備につき、災害救助の実施に必要な対策部が状況に応じて本部長の指示により強化体制をとる。	町全域にわたって大災害が発生し、又は発生が迫っているとき。

(4) 事務分掌

部長（消防団長を含む。以下同じ）は、本部長の命を受け部（消防団を含む。以下同じ）の事務を掌理する。班長は部長の命を受け、班の事務を掌理する。

本部の各部各班の事務分掌は資料のとおりである。

【資料22 災害対策本部各班事務分掌】

(5) 災害対策本部設置の通知及び公表

本部を設置したときは、次の要領により通知公表する。

報告（通知）、公表先	担当部	報告（通知）、公表の方法
本部構成員	総務対策部	庁内放送、電話、その他迅速な方法
県本部、県地方支部	〃	電話、県防災行政無線、その他迅速な方法
関係機関	〃	電話、その他迅速な方法
一般住民	〃	広報車、町防災行政無線等、その他迅速な方法

本部長は、災害対策の遂行上必要と認めるときは、災害対策本部室への部外者の立ち入りを禁止する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

(6) 災害対策本部の廃止及び災害対策室の設置

本部長は、町内において災害が発生するおそれが解消されたと認めるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは本部を廃止する。

また、本部が廃止された場合において、復旧活動への円滑な移行のために関係機関相互の調整が必要とされるときは、災害対策室を設置する。

5 県等への報告・通報

町は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、県（県災害対策本部設置前には危機管理局、県災害対策本部設置後には宮崎県防災情報共有システム）にその旨を報告する。

第2款 職員の参集及び動員

第1項 基本方針

職員は、町内において大規模災害が発生した場合は、定められた基準に従い、勤務時間内外を問わず速やかに登庁し、必要な体制の確立に努め、災害対策本部等の業務に従事するなど初期的活動を展開する。

第2項 対策

1 職員の自主参集

災害対策本部の各部・班にあらかじめ定められた職員は、災害の発生を認知したときは、「職員参集・配備基準」に基づいて直ちに登庁し、以下の作業に従事する。

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 人的及び物的な被害に関する情報の収集
- (3) その他応急対策に関する業務

なお、「職員参集・配備基準」は、それぞれの災害対策編による。

また、職員は登庁途上において、周囲の建物の崩壊状況、道路・橋梁等の被害状況に留意し、身の安全に心がけ、速やかに登庁する。

2 職員の動員

(1) 職員の指示

町長は、職員参集・配備基準に基づいて体制がとられている場合においても、災害応急体制の万全を期するために必要があると認めるときには、状況に応じて動員の指示を発して体制強化を行う。

(2) 動員の伝達

動員の指示は、勤務時間内においては庁内放送及び庁内電話により行う。庁内放送及び庁内電話が使用できないときは、連絡員の使徒により各部の連絡調整担当課を通じて伝達する。

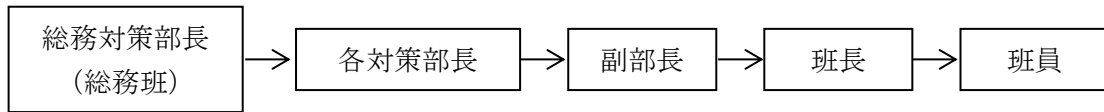
◇庁内放送文（例）

「町長の緊急命令を伝達します。（2回繰り返す。）ただ今の大規模災害で被害が発生した模様である。○時○分に災害対策本部を設置し○○配備により応急対策を実施することとした。職員は既定の計画に従い直ちに配置につき応急対策に万全を期されたい。以上繰り返します。」

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

勤務時間外においては、次の職員緊急動員伝達系統に従い、携帯電話等を活用した情報伝達体制の確立に努める。



加入電話が使用不能の場合は、防災行政無線又は県に要請しNHK等放送機関からの放送を通して動員の伝達を行う。

(3) 情報の伝達

動員の指示を発する場合においては、災害及び被害の状況のほか、職員の参集場所、服装、携帯品等の情報を合わせて伝達する。

3 職員の対応

(1) 職員の登庁

職員は、災害が発生し、又は動員の指示を受けた場合は、速やかに定められた課所に登庁し、災害対策業務に従事する。

災害の発生を認知した職員は、インターネットや防災・防犯情報メール等で確認するなど積極的な情報収集にあたる。

(2) 職員の責務

職員は、速やかに登庁して的確に災害対策を遂行するという目的を達成するため、日頃から、携行品、登庁手段等を検討するとともに、災害対策業務の研鑽に努める。

(3) 登庁できない場合の措置

職員は、やむを得ない事情により自主参集又は動員による登庁ができない場合は、その旨を所属長に報告し、事後の対応要領等について指示を受ける。

4 体制確立の報告

自主参集又は動員により災害応急対策の執行体制を確立した所属は、その状況を速やかに災害対策本部に報告の上、各班、各部と連携を強化して災害対策を推進する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害応急対策を推進するうえで、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では被害に関する細かい数値より災害全体の概要を知ることにより全力を上げる必要がある。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるので、待ちの姿勢ではなくあらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困難な場合は、被災現場に人員を派遣し情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さねばならない。

第1款 災害情報の収集・連絡

第1項 基本方針

災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、応急対策活動情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。

第2項 対策

1 被害状況の早期把握

(1) 他機関のヘリコプターによる概況把握の要請

町、防災関係機関等は、県へ被害概況報告を行う。

あるいは、県独自の収集活動により得られた情報に基づき、相当の被害が見込まれるときには、自衛隊及びヘリコプター等の航空機を有する機関に対し空中からの被害状況把握を要請する。

(2) 重点的に把握すべき被害概況

ア 火災の状況（炎上、延焼、消防団の配置）

イ 建築物の被害状況（木造住宅の倒壊状況、ブロック塀）

ウ 道路の被害（橋梁、盛土、崖崩れによる通行不能箇所）

エ 崖崩れの状況（位置、被災戸数）

オ 道路渋滞の状況

2 第1次情報等の収集

(1) 各機関の報告に基づく概況把握

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に対し報告する。

報告は災害対策支援情報システムにより行うこととし、事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAX等により行う。

通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接消防庁へ報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、県警等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登

第3章 災害応急対策計画
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(2) 現地調査班の派遣

町は、町域、特に災害危険箇所等に調査担当者を派遣し情報の収集に努める。

また、災害対策本部設置後は各部各班の調査担当者が連絡を密にし、迅速な調査に努める。

重点的に調査すべき項目は次のとおり。

- ア 洪水被害の状況（浸水地域の把握、河川氾濫の有無）
- イ 建築物の被害状況（床下浸水、床上浸水の有無）
- ウ 道路の被害（浸水地域及び冠水地域の把握、橋梁の決壊及び流失の有無、堤防決壊の有無）
- エ 崖崩れの状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）
- オ 道路渋滞の状況
- カ 住民の行動、避難状況、要望
- キ 現地での応急対策活動の問題点
- ク 災害救助法の適用基準となる人的被害、住家被害の世帯数
- ケ 社会福祉施設の被害

なお、総務班及び災害対策部各部各班の調査担当者は被害調査項目や調査ルートなどを含めた現地調査マニュアルを作成しておく。

(3) その他の手段による情報の収集

ア 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

イ テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

ウ アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て情報を収集する。

エ 民間企業からの情報収集

タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

オ パソコン通信・携帯電話利用者の協力による情報収集

パソコン通信・携帯電話利用者の協力を得て情報を収集する。

(4) 人的被害の集約・調整

町は、町内における人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）を集約し、県と密接に連携しながら適切に連絡を行う。

(5) 孤立集落の被害状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握する。

また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

3 被害情報、応急対策活動情報の連絡

各防災関係機関は、被害状況、応急対策活動等の状況を密に町災害対策本部に連絡する。

第3章 災害応急対策計画
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

町災害対策本部は、これらの情報をとりまとめ、必要防災関係機関に情報を提供する。

(1) 情報伝達の流れ

災害現場からの情報は、町（消防機関）及び警察署等防災関係機関から収集し、県災害対策本部において集約する。管理者が明確な公共施設・ライフライン等に関する被害は、それぞれの管理者が情報を収集し、同様に県災害対策本部に集約する。

これらの情報は、県災害対策本部から国及び指定地方行政機関等に通知するものとする。

なお、県災害対策本部未設置段階では、危機管理局が情報を集約する。

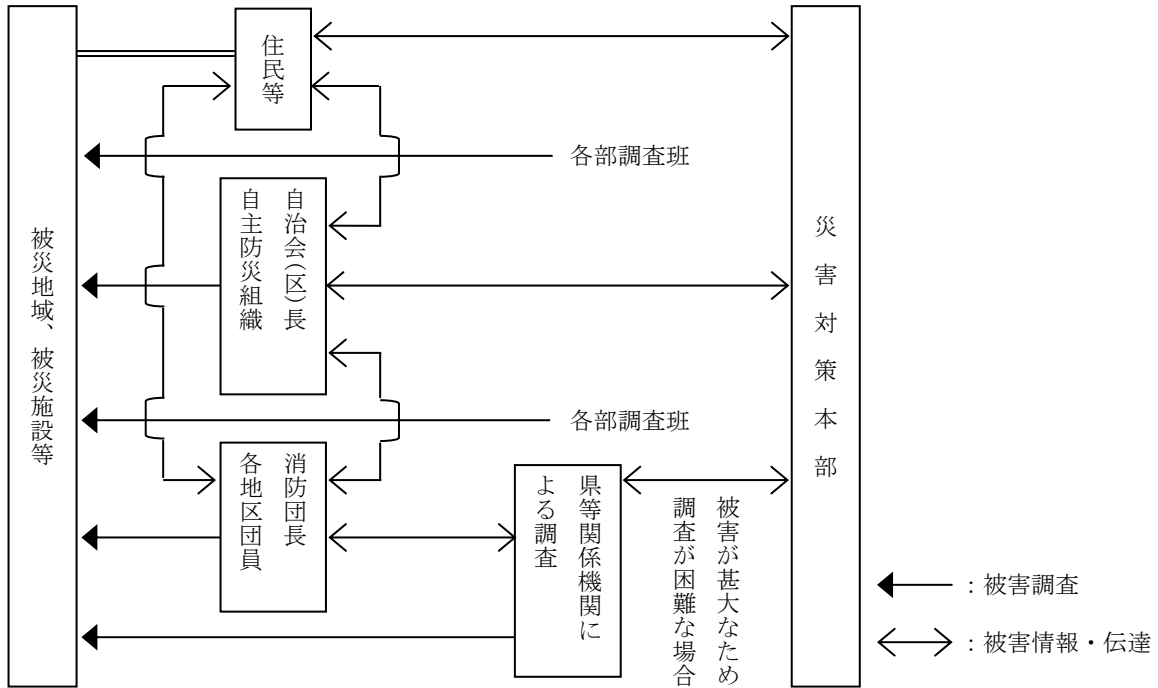
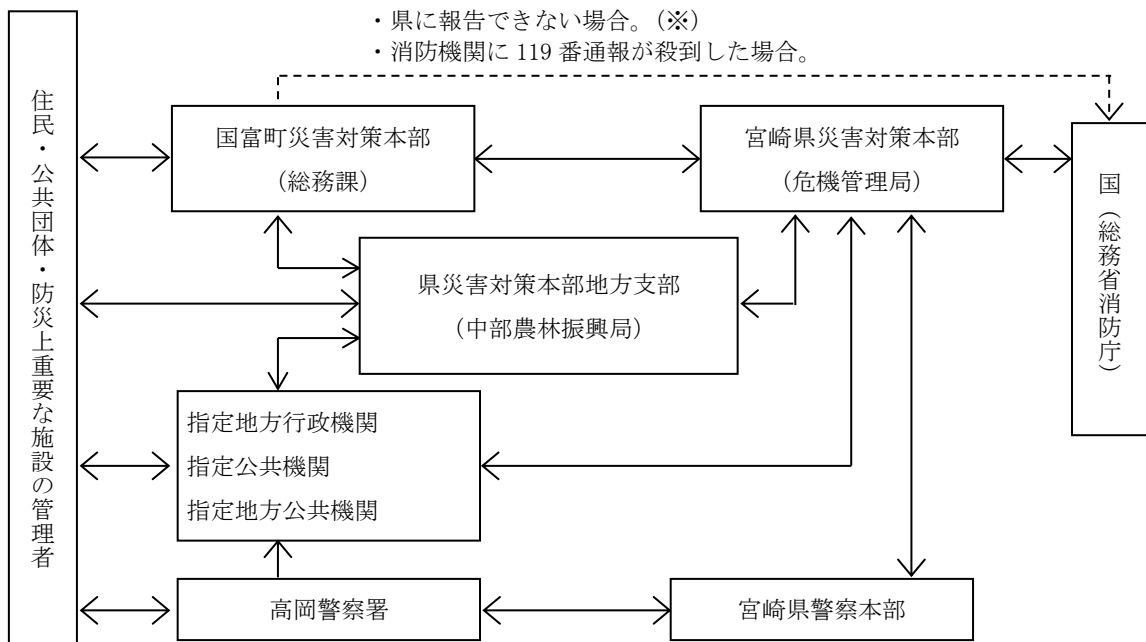


図 情報収集・伝達の流れ（町内：災害対策本部（総務課）を中心とした場合）



(※) は、県災害対策本部が設置されない場合を示す。

図 情報収集・伝達の流れ（県域：県災害対策本部等を含めた場合）

第3章 災害応急対策計画
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(2) 被害情報等の伝達手段

町及び防災関係機関は、次の手段により被害情報等を伝達する。

- ア 被害状況等の報告は、災害対策支援情報システムにより行う。事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAXその他最も迅速確実な手段を使う。
- イ 有線が途絶した場合は、防災行政無線、NTT災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

(3) 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて次の要領により行う。

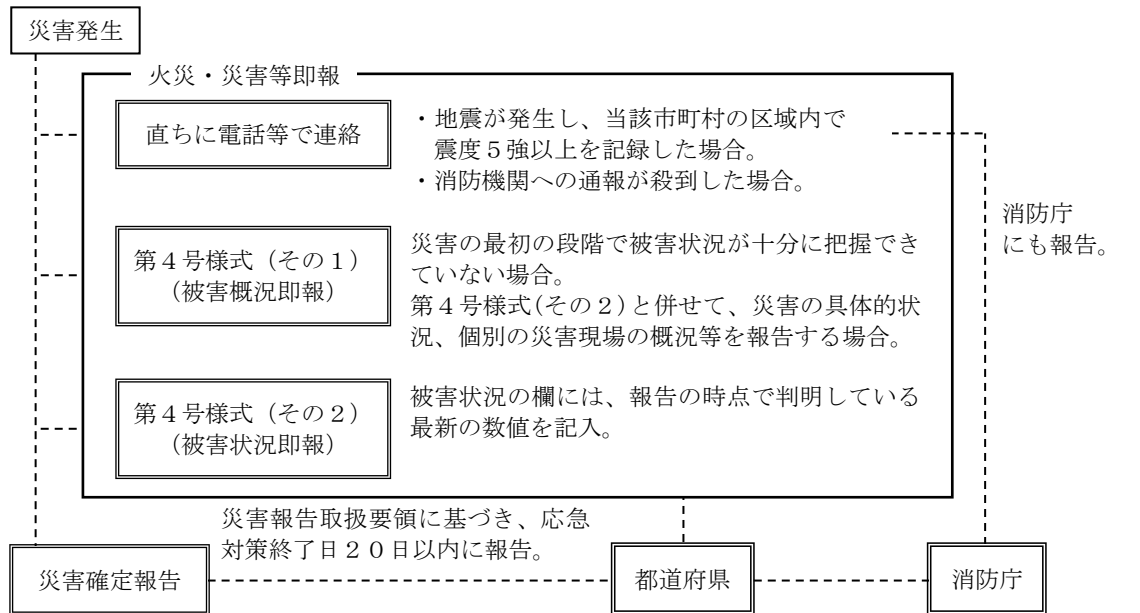
ア 即報

災害発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

イ 確定報

応急対策終了後20日以内に報告。

ウ 事務処理フロー



	平日	夜間・休日
報告先 消防庁	(NTT回線) 03-5253-7527	(NTT回線) 03-5253-7577
	03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7553 (FAX)
	(消防防災無線) 90-49013	(消防防災無線) 90-49012
	90-49033 (FAX)	90-49036 (FAX)
	(地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49013	(地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49012
	TN-048-500-90-49033 (FAX)	TN-048-500-90-49036 (FAX)

【資料23 火災・災害等即報_第4号様式(その1)(災害概況即報)】

【資料24 火災・災害等即報_第4号様式(その2)(災害状況即報)】

【資料25 被害状況判定基準】

第3章 災害応急対策計画
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(4) 情報の収集・伝達

ア 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、被害の状況及び応急対策の実施状況等に関する情報を収集し、前記に示す被害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて県及びその他必要とする関係機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に該当情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後20日以内を目途に行う。

- ① 災害対策本部を設置したとき。
- ② 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- ③ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大展開するおそれがあるとき。
- ④ 地震が発生し、震度4以上を記録したとき。
- ⑤ 被害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

イ 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合、県災害対策本部に直接連絡をとる。

なお、県に報告できないときは、国（総務省消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容を県に連絡する。

ウ 災害規模が大きく町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

エ 消防庁への直接報告

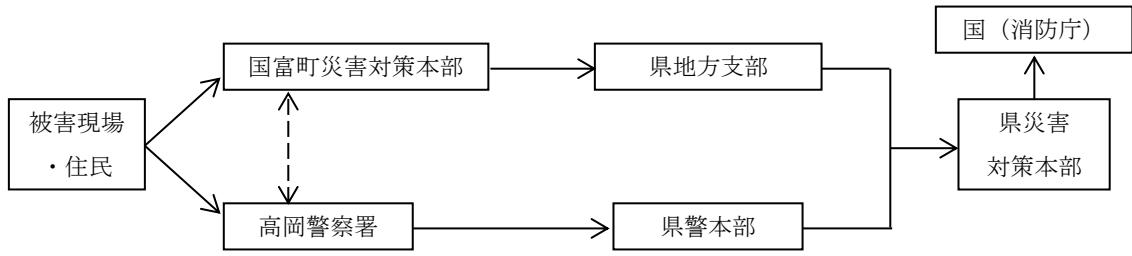
地震が発生し、町で震度5強以上を記録したものについては、第1報を直接消防庁へ原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。（被害の有無を問わない。）

(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法

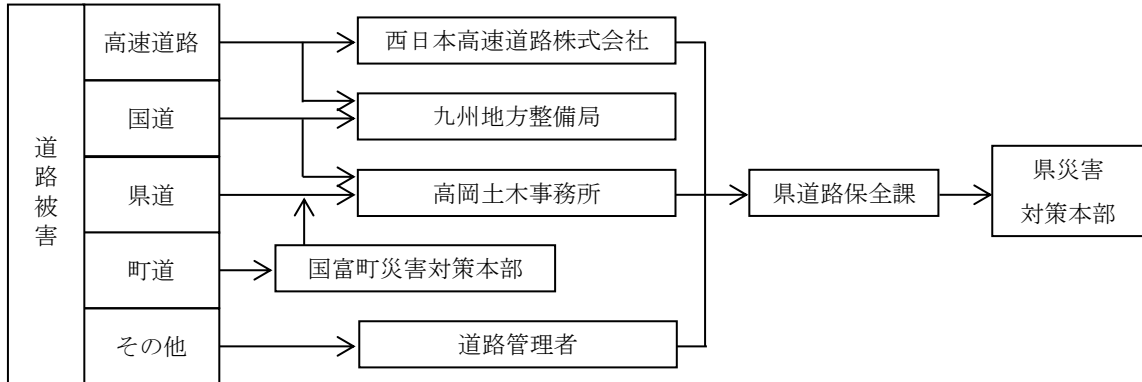
発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

第3章 災害応急対策計画
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

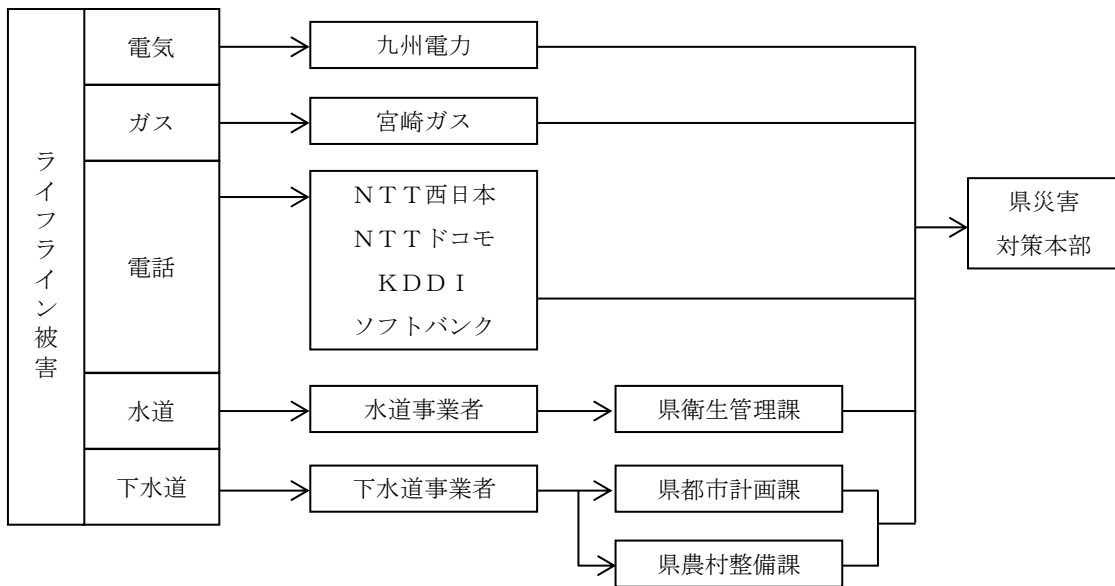
ア 情報収集・伝達系統1 (死者、負傷者、建物被害、その他の被害)



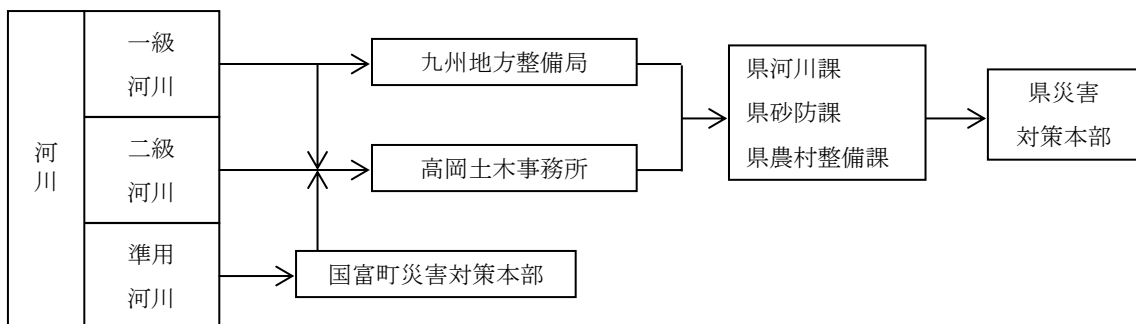
イ 情報収集・伝達系統2 (道路被害)



ウ 情報収集・伝達系統3 (ライフライン被害)

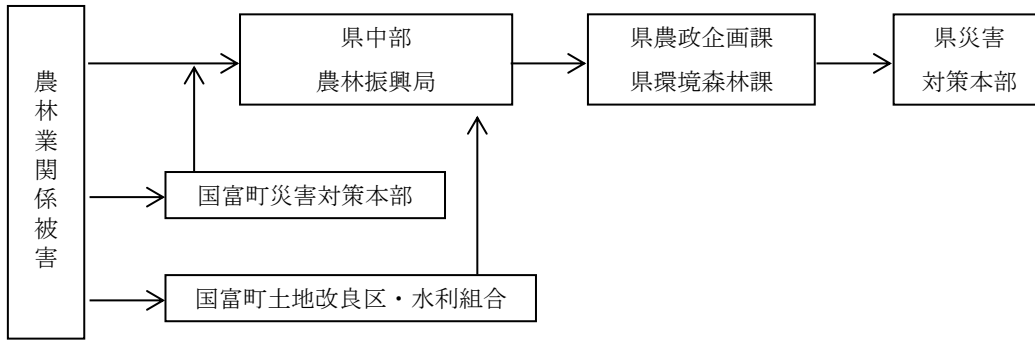


エ 情報収集・伝達系統4 (河川)

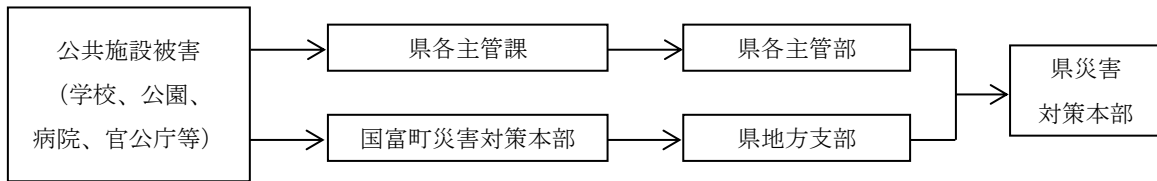


第3章 災害応急対策計画
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

オ 情報収集・伝達系統5（農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地）



カ 情報収集・伝達系統6（その他公共施設）



4 被害状況等の集約

町災害対策本部は、県と連携のもと、被害状況等の情報を集約しとりまとめる。

5 住民への広報

(1) 広報活動

ア 広報内容

① 被災地住民等に対する広報内容

町は、県及び防災関係機関と連携のもと、被災地の住民や災害の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

- a 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- b 避難指示の出されている地域、避難指示の内容
- c 流言、飛語の防止の呼びかけ
- d 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- e 近隣の助け合いの呼びかけ
- f 公的な避難所（福祉避難所を含む）、救護所の開設状況
- g 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- h バスの被害状況、運行状況
- i 救援物資、食料、水の配布等の状況
- j し尿処理、衛生に関する情報
- k 被災者への相談サービスの開設状況
- l 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- m 臨時休校等の情報
- n ボランティア組織からの連絡
- o 全般的な被害状況
- p 防災関係機関が実施している対策の状況

第3章 災害応急対策計画
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

② 被災地外の住民に対する広報内容

町は、県及び防災関係機関と連携のもと、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるよう協力の呼びかけを中心に広報を行う。

また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- a 避難指示の発令されている地域、避難指示の内容
- b 流言、飛語の防止の呼びかけ
- c 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- d 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
(被災地以外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- e ボランティア活動への参加の呼びかけ
- f 全般的な被害状況
- g 防災関係機関が実施している対策の状況

イ 広報手段

① 独自の手段による広報

町及び防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- a 防災行政無線（同報系）
- b 広報車による呼びかけ
- c ハンドマイク等による呼びかけ
- d ビラの配布
- e 携帯電話（緊急速報メールを含む）
- f インターネット
- g パソコン通信
- h 立看板、掲示板

② 自衛隊等への広報要請

町及び県は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

(2) 報道機関への対応

ア 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、県、町、防災関係機関は可能な範囲で提供する。

イ 報道機関への発表

- ① 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施する。
- ② 発表は、原則として災害対策本部総合対策部情報班長が実施する。
なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部総合対策部情報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告する。
- ③ 指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部総合対策部情報班長と協議の上実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。

第3章 災害応急対策計画
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

また、発表に当たっては、県その他の機関の広報との連携・協力についても考慮する。

- ④ 災害対策本部総合対策部情報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付する。

第2款 通信手段の確保

第1項 基本方針

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握し、必要な指示、命令等を行うための通信手段を確保する。

無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられるので関係機関間の協力を密にし、多様な通信手段の活用を図る。

第2項 対策

1 専用通信設備の運用

(1) 県総合情報ネットワークの活用

町は、災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、被災による不通のおそれが少ない県総合情報ネットワークを優先的に活用する。災害後直ちに機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧する。(伝達系統図は、第3編 第3章 第1節「災害発生直前の対応」を参照)

ア 気象警報等共通の情報を県庁(統制局)、農林振興局及び土木事務所(支部)等の関係機関へ伝達するときは「一斉通報」により行う。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、災害に関する情報の収集及び伝達を確保するため、被害状況の報告等緊急通話を優先させる。

ウ その他は「宮崎県防災行政無線通信取扱規程」による。

2 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次の様な代替手段を用いる。

(1) NTTの災害時優先電話

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに收容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への收容については、NTT西日本総合窓口「116番」へ連絡・申請する。

(2) 携帯電話の使用

町は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

(3) 非常無線通信の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信(以下「非常通信」という。)を行うことができる。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発受する。

第3章 災害応急対策計画
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ 非常通信の依頼先

宮崎地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

ウ 非常通信としての通信内容

- ① 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- ② 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- ③ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- ④ 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの。その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど災害に関して緊急措置を要するもの。

エ 発信の手続

非常通報の形式は、電報形式又は文書形式とし、宛名、本文、発信局等の必要事項を記載した通信文により、無線局に非常通報の伝送を依頼する。

(4) 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第20条、消防組織法第41条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用する。この場合、事前に関係機関と協議しておく。使用できる主な機関は次のとおりである。

表 通信設備が優先利(使)用できる機関名

優先利(使)用するもの	通信設備設置機関	申込み窓口
知事	県(総合情報ネットワーク)	県危機管理局・農林振興局・各土木事務所
市町村長		
指定行政機関の長	県警察本部	県警察本部ー通信指令課長
指定地方行政機関の長		各警察署ー署長
地方公共団体	九州地方整備局	情報通信技術課長・河川国道事務所長等
水防管理者		
消防機関の長	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する。
	宮崎地方气象台	その都度依頼する。
	宮崎海上保安部	海上保安部長
	N T T西日本宮崎支店	災害対策担当
	J R九州鹿児島支社	駅長等
	九州電力株式会社	支店、営業所、耳川水力整備事務所
	九州電力送配電株式会社	支社・配電事業所
	宮崎ガス株式会社	その都度依頼する。
	陸上自衛隊	その都度依頼する。
	航空自衛隊	その都度依頼する。

第3章 災害応急対策計画
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(5) 電気通信事業者の災害対策用通信機器の利用

災害時、特に郡部において交通手段、通信手段が途絶し孤立地区の発生が予想される。このような場合に際して町及び県等は、電気通信事業者（NTT西日本、携帯電話事業者等）へ、特設公衆電話の利用や衛星携帯電話等の貸出しを要請し、通信手段を確保する。

(6) 防災相互通信用無線電話の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

地上及びIP系無線電話の使い方及び無線電話番号等は、資料のとおりである。

【資料26 防災無線の使い方及び無線電話番号等】

また、町内の防災行政無線施設の状況は次のとおりである。

表 防災相互通信用無線局整備状況【466.755MHz】

免許人名	国富町
設置場所（住所）	国富町大字本庄4800 国富町役場内

通信系	種別	数量	備考
固定系	基地局	1基	
	遠隔制御局	1基	（宮崎中央農協国富支店営農指導部）
	屋外拡声子局	76基	
	戸別受信機	868台	
移動系	基地局	1基	（総務課）
	移動局（車載局）	4台	（総務課・農林振興課・農地整備課・都市建設課）

(7) 放送機能の利用

緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合において、町は、県（知事）を通して災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK宮崎放送局、（株）宮崎放送、（株）テレビ宮崎及び（株）エフエム宮崎に要請する。

(8) 自衛隊の通信支援

町及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、第3章 第3節 第2款「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続きを行う。

(9) アマチュア無線ボランティアの活用

町は、非常通信及びその他の情報収集に関し、宮崎地区非常通信連絡会を通じてアマチュア無線ボランティアに協力支援を要請する。

第3節 広域応援活動

第1款 地方公共団体による広域的な応援体制

第1項 基本方針

町は、災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、町内の民間団体に協力を要請するほか、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、他市町村及び県・国に対し迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

第2項 対策

1 応援要請の実施

(1) 宮崎市東諸県郡の市町への要請

宮崎東諸県災害時相互応援に関する協定に基づき宮崎市及び綾町の各連絡担当部課に対し応援要請を行う。

応援の種類は、次のとおりである。

- ① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- ② 被災者の救出、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- ④ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(2) 他市町村への要請

町長は、宮崎県市町村防災相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

また、町長は、発災時に円滑な支援・受援を行うため、あらかじめその体制を構築するとともに、今後発生が予想される災害については、被害想定に基づいた具体的な支援・受援の方法や必要な量について検討を行う。

応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- ④ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- ⑤ 遺体の火葬のための施設の提供
- ⑥ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- ⑦ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ⑧ ボランティア団体の受付及び活動調整
- ⑨ その他応援のため必要な事項

(3) 県への応援要請又は職員派遣の斡旋

町長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣の斡旋を求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

ア 応援要請時に記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由

第3章 災害応急対策計画

第3節 広域応援活動

- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥ その他必要な事項

イ 職員派遣斡旋時に記載する事項

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

(4) 国の機関に対する職員派遣の要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

(5) 民間団体等に対する要請

町長は、当該区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

2 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

町長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県・他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2) 受入体制の確保

ア 連絡窓口の明確化等

町は、県・他市町村等との連絡を速やかに行うため、通常体制時は総務課、本部設置後は総務対策部に連絡窓口を設置する。

イ 物資等の受入体制の整備

町長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資の応援を速やかに受け入れるための体制の確保やボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入体制を確保しておく。

また、県内の他市町村が被災した場合の支援に備え、物資等の受入体制の確保の検討に努める。

(3) 執務スペースの確保

町長は、応援職員の執務スペースを確保するものとし、その際は、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

3 消防機関の応援要請

町の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

第3章 災害応急対策計画
第3節 広域応援活動

〈応援派遣要請を必要とする災害規模〉

- ① 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- ② 災害が拡大し宮崎県内の他市町村又は宮崎県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

第1項 基本方針

町内の人命又は財産の保護のため必要がある場合、町長は県（知事）に対し自衛隊の派遣要請依頼を行い、自衛隊による災害応急活動支援を求める。

第2項 対策

1 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の基準

自衛隊に対して災害派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。

ア 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。

イ 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

※ 公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

(2) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

第3章 災害応急対策計画
第3節 広域応援活動

項目	内容
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(S. 33. 総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 災害派遣の要請先

災害派遣の要請先は以下のとおりである。

区分	要請先	所在地	電話番号
陸上自衛隊	陸上自衛隊第43普通科連隊長	都城市久保原町	0986 (23) 3944
	陸上自衛隊第24普通科連隊長	えびの市大河平	0984 (33) 3904
航空自衛隊	航空自衛隊新田原基地司令	児湯郡新富町新田	0983 (35) 1121
海上自衛隊	海上自衛隊呉地方總監	呉市幸町3丁目	0823 (22) 5511
	海上自衛隊鹿屋航空基地隊 第1航空群司令	鹿屋市西原町	0994 (43) 3111

(注) 陸上自衛隊の担当区域

第24普通科連隊・・・えびの市、小林市、高原町

第43普通科連隊・・・県内全域 ただし、えびの市、小林市、高原町を除く

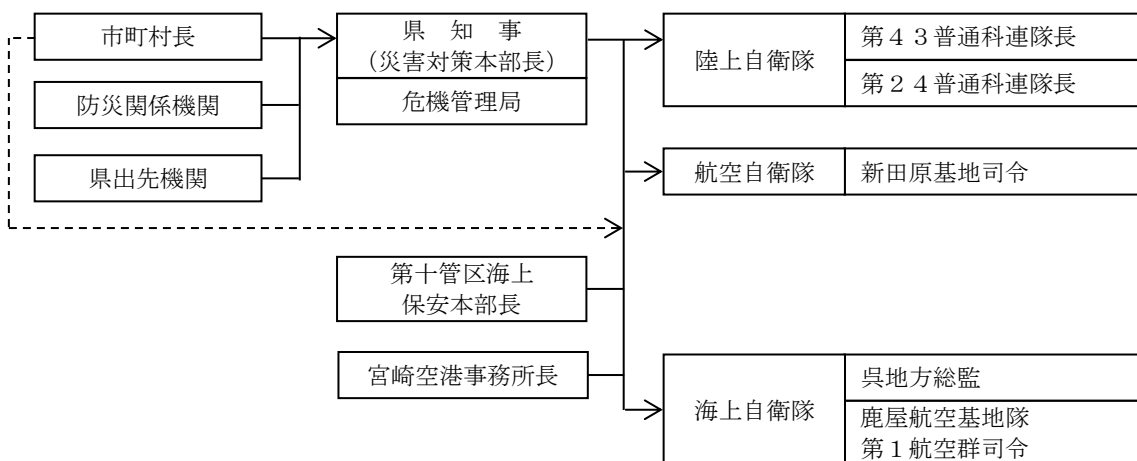


図 災害派遣要請系統図

(4) 町長の知事への派遣要請

町長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（危機管理局）に要求する。

なお、事後速やかに要求文書を提出する。

【資料27 自衛隊災害派遣・撤収要請依頼書】

第3章 災害応急対策計画
第3節 広域応援活動

(5) 町長が県に依頼することができない場合の措置

町長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。この際、町長は当該通知をしたときは、事後、速やかにその旨を知事に通知する。

2 自衛隊受入れ体制の確立

(1) 受入れ側の活動

町長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置する。

ア 災害派遣部隊到着前

- ① 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- ② 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立する。
- ③ 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定する。

イ 災害派遣部隊到着後

- ① 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ② 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

(2) ヘリコプターの受入れ

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

(3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは町の負担とする。ただし、要求者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定める。

ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）

イ 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料

ウ 活動のため現地で調達した資器材の費用

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

オ その他の必要な経費については、事前に協議する。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議する。

3 派遣部隊等の撤収要請

町長は、自衛隊の派遣が必要でなくなったと認めた場合は、直ちに知事に対して撤収要請を要求する。

【資料27 自衛隊災害派遣・撤収要請依頼書】

4 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備

町は、災害時に航空機による援助を受けるために、県が作成する「緊急時ヘリコプター離着陸場台帳」の中から離着陸場の選定を行い、次のとおり準備を行う。

- (1) 使用離着陸場名、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線その他の方法で県（危機管理局）に連絡を行う。

第3章 災害応急対策計画

第3節 広域応援活動

- (2) 離着陸場にはヘリコプターに安全な進入方向を覚知させるため、吹流し又は発煙筒を着陸地点から約50m離れた位置に設置し、着陸前に風向を示しておく。
- (3) あらかじめ離着陸場の中央に石灰粉で直径10mのH印を行い、着陸中心を示す。
- (4) 離着陸場、緊急時ヘリコプター、市町村役場及びその他要箇所との通信手段を確保しておく。
- (5) ヘリコプターのスペックを事前に確認しておくこと。ヘリコプターは通常、風上に向かって離着陸し、特別の場合を除いては、垂直に離着陸することはない。
- (6) 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超えないように事前に準備する。
- (7) 車両等が離着陸場に進入できるようにしておく。
- (8) 林野火災対策に自衛隊のCH47（チヌーク）を使用する場合は、離着陸地帯の面積（100m×100m以上）及び水利（100t以上）を考慮する。
- (9) 離着陸場付近には安全要員を配置するなど、立入禁止の措置を講ずる。

【資料11 緊急時ヘリコプター離着陸場】

第4節 救助・救急及び消火活動

第1款 救助・救急活動

第1項 基本方針

災害による死傷者等をできる限り軽減するため、町及び防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な救助・救急活動を実施する。

第2項 対策

1 救助・救急活動の原則

- (1) 救助・救急を必要とする負傷者等に対する救助・救急活動は、町長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、町長が行う救助・救急活動に協力する。
- (3) 県は、救助・救急活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。
- (4) 町は、町の区域内における関係機関による救助・救急活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による活動を行う。
- (6) 自衛隊の救助・救急活動は第5節 第2款「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」の定めるところにより行う。

2 町及び消防機関による救助・救急活動

- (1) 情報収集、伝達
 - ア 被害状況の把握
119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。
 - イ 災害状況の報告
消防団長は、災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。
- (2) 救助・救急要請への対応
災害後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。
 - ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。
- (3) 救助資機材の調達
家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。
- (4) 応急救護所の設置
災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。
※トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。
- (5) 後方医療機関への搬送
 - ア 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。
 - イ 搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な

第3章 災害応急対策計画
第4節 救助・救急及び消火活動

場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

(6) 応援派遣要請

広域応援派遣要請は、次款「消火活動」の内容による。

【資料12 消防施設等の状況】

3 住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施

住民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行うものとする。

- (1) 自治会（区）や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。
- (4) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関、警察に連絡し早期救助を図る。
- (5) 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受ける。

第2款 消火活動

第1項 基本方針

地震発生に伴う火災は、同時多発の可能性が大きい。従って、消防機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な消防活動を実施する。

消防組織法に規定するように消防責任は町にある。従って、消防活動は町がその責任において行うものであるが、県は大災害等で必要ある場合又は町が県へ要請依頼をおこなった場合は、必要な措置を補完するものとする。

第2項 対策

1 消防機関による消火活動

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防団長は、災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れないよう努める。

(2) 同時多発火災への対応

消防団は、同時多発火災に対して宮崎市消防局等との協力のもとに、宮崎県消防相互応援協定に応じて、効果的な消防活動を行う。

火災の発生状況に応じて、次の原則に則りそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

第3章 災害応急対策計画
第4節 救助・救急及び消火活動

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

特に、危険物の漏えい等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

オ 火災現場活動の原則

- ① 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

特に、救護活動の拠点となる病院及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

- ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(3) 応援派遣要請

町は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(4) 応援隊の派遣

被災町以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。

(5) 応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

応援隊の受入れは「宮崎県消防広域応援基本計画」「宮崎県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて行う。

(6) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

2 住民、自主防災組織、事業所（研究室、実験室を含む。）による消火活動

(1) 住民の活動

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行い、周囲に大声で出火を知らせる。

(2) 自主防災組織の活動

ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

ウ 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

(3) 事業所（研究室、実験室を含む）の活動

ア 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 火災が発生した場合の措置

① 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

② 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

ウ 災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

① 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

② 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

③ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

第5節 医療救護活動

第1款 医療機関による医療救護活動

1 基本方針

災害時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。

また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電気、水等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

発災直後（発災～6時間）、超急性期（発災～72時間まで）においては、限られた医療資源等を最大限に活用しながら一人でも多くの命を救うための活動を行う。

急性期（3日目～1週間程度まで）、亜急性期（1週間～1か月程度まで）以降においては、町は、県、各医療関係機関及び各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救援に万全を期する。

2 医療情報の収集

町は、県及びDMA T活動調整本部等と連携し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用して、医療救護活動に必要な医療情報を収集する。その際、町及び中央保健所等は、EMISへの医療情報が未入力の場合に対して入力を要請したり、電話、訪問確認等により代行で情報を入力する。

また、DMA T撤収後の急性期以降における医療救護活動を迅速・的確に実施するため、各医療圏における避難所等の医療ニーズ、交通、ライフライン等のきめ細かな情報を収集・分析し、関係機関等で情報を共有する。

第2款 医療救護活動の実施

町は、DMA T撤収後の避難所等での医療救護活動や巡回診療、被災地内の医療機関に対する応援等を行う。

1 町内の病院及び診療所による活動

町は、町内の病院及び診療所に応急救護所及び避難所における医療救護、メンタルケア等を依頼する。また活動に当たっては、県等から派遣される医療班と連携し効果的に実施する。避難所その他適当な地点に応急救護所を設けるとともに、町内の病院及び診療所を利用して臨時救護所を設ける。

また、必要に応じて巡回相談、訪問チームを編成し巡回救護を行う。

【資料16 医療関係機関の状況】

第3款 搬送体制の確保

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

1 傷病者の搬送

消防機関の救急車で対応するが、消防機関のみでは十分な対応ができない場合は、病院所有の救急車等の活用を図る。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、自衛隊等関係機関と連携を図る。その際、使用病院の明記及び病院付近の緊急時ヘリコプター離発着場等の確保を図る。

被災地域内の医療機関で対応が困難な重症患者について、被災地域外への搬送が必要な場合には、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、当該広域搬送拠点までの搬送体制の確保を図る。

なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮する。

2 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフの所属の病院の救急車で対応するが、災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図る。

3 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図る。

第4款 医薬品等の調達

町における医薬品等の調達先は資料のとおりとする。

また、宮崎県薬剤師会及び宮崎県赤十字血液センター等から供給を受ける場合は、医療機関は医療情報の確保に努め、迅速に対応して円滑な供給活動が行えるよう協力する。

【資料17 医薬品等の調達先】

第5款 医療情報の確保等

町、医療機関及び消防機関等は、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、みやざき医療ナビ等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずる。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行う。

第6款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

多数の死傷者を伴う航空災害、道路災害、危険物等災害など突発的な災害が発生した場合の救急医療対策は、次によるものとする。

1 災害発生時の迅速な通報連絡

(1) 施設管理者等の災害発生責任者、又は災害の発見者は、直ちにその旨を町長又は警察

官に通報する。

- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報する。
- (3) 通報を受けた町長は、その旨を県農林振興局長等（地方支部長）及び市郡医師会へ通報連絡する。
- (4) 通報の内容は次のとおりとする。
 - ・ 事故等発生（発見）の日時・事故等発生（発見）の場所
 - ・ 事故等発生（発見）の状況・その他参考事項

2 医師等医療関係者の出動

町長は、事故の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、日本赤十字社宮崎県支部地区長、分区長及び市郡医師会長へ医療救護班の出動を要請する。要請を受けた日本赤十字社宮崎県支部地区長、分区長及び市郡医師会長は直ちに医療救護班を派遣する。

3 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。

なお、現場において死に至った場合の死体の検索、洗浄、縫合等の措置を含む。

4 医療材料等の確保

傷病者に対しては、大量の医療材料等が必要と思われるので、県、日本赤十字社宮崎県支部、医師会・薬剤師会において、それぞれ整備するものとし、その運用、供給についても事前に検討しておく。

5 対策本部の設置

災害発生地を管轄する町長は、災害の発生を知ったときは、直ちに現地に対策本部を設け、県、医師会、日本赤十字社宮崎県支部等の医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図る。対策本部の総括責任者は、町長とする。

ただし、県において災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、現地合同調整本部において、総合調整を行う。

6 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。

なお、搬送に必要な車両等の確保については、町長が地域防災計画に基づいて行う。

7 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、町長及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校、公民館等収容可能な施設の確保を図る。

この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、日本赤十字社宮崎県支部長、宮崎県医師会長及び市郡医師会長において十分配慮する。

8 費用の範囲と負担区分

(1) 費用の範囲

出動した医師等に対する旅費、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

(2) 費用の負担区分

ア 災害発生の原因者が明らかな場合は、災害発生の責任を負う施設管理者等企業体が負担するものとする。

イ 災害発生の責任所在が不明な場合は、災害救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する町が負担する。

ウ 前各号について災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担するものとする。

(3) 費用の額

医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

9 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法、災害救助法の規程及びこれらに準じて、それぞれ事故発生の責任者が負担するものとする。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

災害時における交通の確保・緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

第1項 基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧・輸送活動を行う。

第2項 対策

1 輸送に当たっての配慮事項

- (1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をとる。
- (2) 緊急輸送は次の優先順位に従って行うことを原則とする。
 - ア 人命の救助、安全の確保
 - イ 被害の拡大防止
 - ウ 災害応急対策の円滑な実施

2 災害発生後の各段階において優先されるもの

- (1) 第1段階（災害発生直後の初動期）
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
 - ウ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - エ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
 - オ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
 - カ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
 - キ ヘリコプター等の燃料
- (2) 第2段階（応急対策活動期）
 - ア 前記（1）の続行
 - イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
- (3) 第3段階（復旧活動期）
 - ア 前記（2）の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員、物資
 - ウ 生活用品
 - エ 郵便物
 - オ 廃棄物の搬出

3 町及び防災関係機関の緊急輸送

- (1) 町が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、町が行うことを原則とする。

第3章 災害応急対策計画
第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- (2) 町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
- (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県に準ずる。
- (4) 町は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
- (5) 防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

4 緊急輸送路の確保

町は、道路管理者及び県公安委員会等と相互に協力し緊急輸送が円滑に行われるよう交通の規制、交通施設の応急対策を行い緊急輸送路の確保に努める。

第2款 陸上輸送体制の確立

第1項 基本方針

大規模災害発生後、特に初期には、使用可能な陸上交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

第2項 対策

1 交通規制の実施及び緊急交通路の確保

(1) 交通規制の実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行う。

なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努める。

ア 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は次のとおりである。

① 道路法に基づく規制（道路管理者）

災害時において道路施設の損害等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は道路交通を禁止し、又は制限するものとする。（道路法第46条）

② 道路交通法に基づく規制（県公安委員会）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。（道路交通法第4条）

また、必要に応じ、警察署長（高速道路交通警察隊長）による交通規制のほか、警察官（交通巡視員）による現場の交通規制を実施するものとする。（道路交通法第5条・第6条）

③ 災害対策基本法に基づく規制（県公安委員会）

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、県公安委員会は道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。（災害対策基本法第76条第1項）

第3章 災害応急対策計画
第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

イ 交通施設の緊急対策

町が管理する交通施設の応急対策は、町長が行う。

(2) 交通規制の種別と措置内容

ア 規制の種別

災害時における交通規制の種別は、次のとおりである。

- ① 危険箇所における規制
 - a 道路法に基づく規制（同法第46条）
 - b 道路交通法に基づく規制（同法第4条及び第6条）
- ② 緊急通行のための規制（県公安委員会）

災害対策基本法に基づく規制（同法第76条第1項）

イ 危険箇所における規制

町は、道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は制限をする必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないように措置する。

(3) 自動車運転者のとるべき措置

ア 根拠

交通の方法に関する教則（昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号）
「第10章 交通事故、故障、災害などのとき」、「第3節 災害などのとき」

イ 内容

災害対策基本法により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている地域において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限される。

この交通規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう）内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

- ① 速やかに、車を次の場所へ移動させる。
 - 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所
- ② 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- ③ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがある。運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがある。この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがある。

また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

(4) 自動車運転者のとるべき義務

ア 根拠

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の2

イ 内容

① 自動車運転者のとるべき義務

- a 災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき道路の区間について通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間にある通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- b 前記の通行禁止が区域について行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により、駐車しなければならない。
- c 前記 a b の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

② 駐車の実用除外

- a 前記①の a b による駐車については、道路交通法第44条から第51条の4及び第75条の8に示される規定は、適用されない。
- b 前記①の規定による車両の移動又は駐車については、災害対策基本法第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用されない。

2 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

(1) 被害状況の把握

町は、災害対策本部が選定した緊急輸送ルート上の被害状況、ルート上の障害物の状況を把握するため、県と連携してヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、災害対策本部や応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を報告する。

(2) 緊急輸送ルート啓開の実施

町は、行政区域内の緊急輸送ルートの被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送ルートについては、啓開作業を実施する。

(3) 啓開資機材の確保

町は県と連携し、被害状況に基づき、関係業界より使用できる啓開資機材等の調達を行う。

(4) 障害物の除去

道路管理者等は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(5) 応急復旧

被害を受けた重要物流道路及び緊急輸送路を直ちに復旧し、交通の確保に努める。

3 道路輸送手段の確保

(1) 車両等の確保

ア 輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、次の各関係機関等の協力を得て行う。

- ① 応急対策を実施する機関に所属する車両等
- ② 公共的団体に属する車両等
- ③ 自衛隊の車両等
- ④ 営業用の車両等（トラック協会等）
- ⑤ 自家用の車両等

イ 被災地の町内で車両等の確保が困難な場合、又は輸送上他の市町村で車両を確保する方が効率的な場合は、隣接市町又は県に協力を要請して車両等の確保を図る。

第7節 避難收容活動

第1款 避難誘導の実施

第1項 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、町長等は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する指示等を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止める。

第2項 対策

1 要避難状況の早期把握

町は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等をはじめ、迅速・確実な避難対策に着手できるよう避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

(1) 河川災害のおそれのある箇所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町、消防団、宮崎市北消防署西部出張所その他関係機関は警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 土砂災害のおそれのある箇所

町、消防団、宮崎市北消防署西部出張所その他関係機関は、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて避難の必要性を判断し、混乱防止措置と合わせて、必要な対策を講じる。

3 早期自主避難の実施

町長は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の住民に対して、台風来襲や豪雨時に下記のような状況又は兆候がみられたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう関係住民を指導する。

(1) 浸水危険区域

河川が警戒水位を突破し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し、浸水の危険性が高まった場合

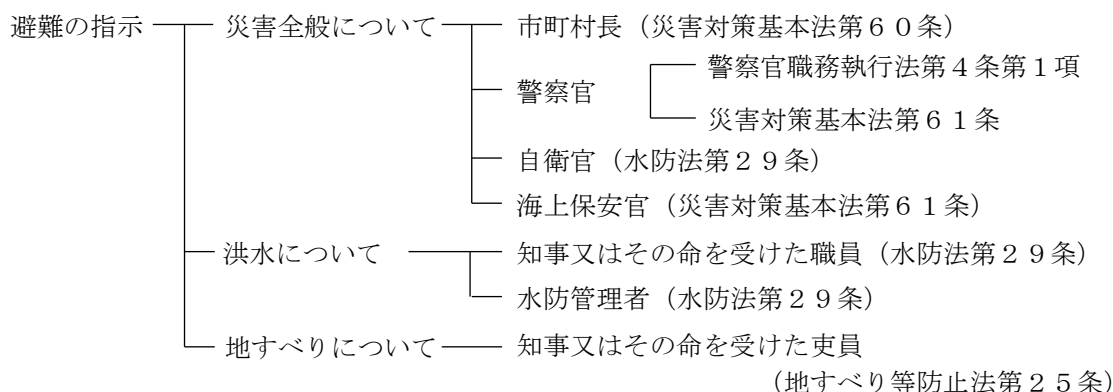
(2) 土砂災害発生のおそれ

- ① 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
- ② 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等が混ざり始めた場合
- ③ 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）
- ④ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ⑤ がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合
- ⑥ その他

4 避難対策の実施責任者

(1) 避難の指示

避難の指示の実施責任機関は次のとおりとするが、知事は町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する。(災害対策基本法第60条第5項～7項)

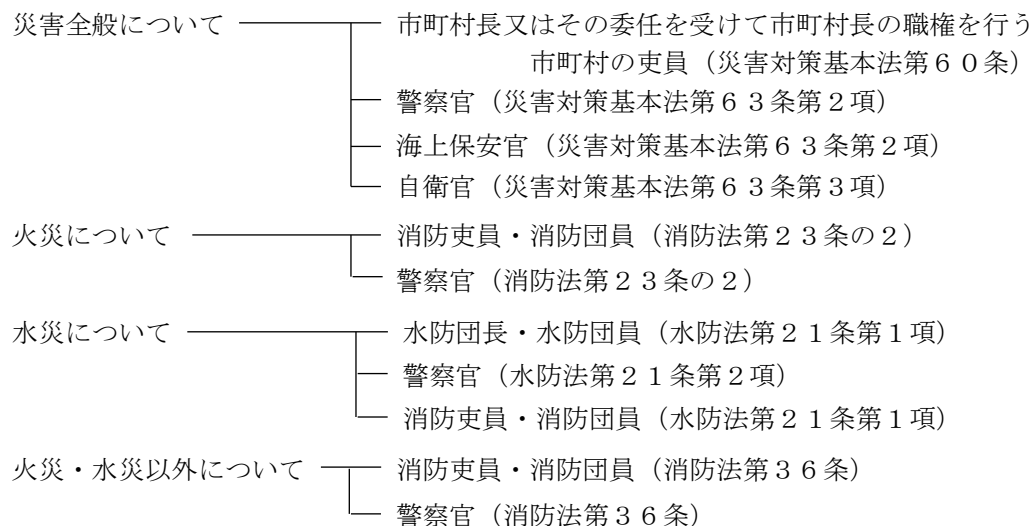


(2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行う。

なお、知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行する。(災害対策基本法第73条第1項)

また、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。



(3) 避難の誘導及び避難所の開設、收容

避難の指示から避難所への誘導までは、それぞれ避難の指示者が行い、避難所の開設、收容保護は、町が行うが、両者は緊密な連絡を保って実施する。

町は、県及び中央保健所と協力し、新型インフルエンザ等感染症発生時には自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び中央保健所の防災担当部局との連携の下、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

また、町は県と協力し、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

5 避難指示

(1) 避難が必要となる災害

災害発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示を行う。

・土砂災害（崖崩れ、地すべり、土石流）	・余震等による建物倒壊
・延焼火災	・水害（河川、ため池等）
・危険物漏えい（劇毒物、爆発物）	・その他

(2) 避難の指示

町長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行う。

また、国又は県に必要な助言を求めことができるよう、連絡窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底する。

(3) 避難指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して実施する。

- ア 発令者
- イ 差し迫っている具体的な危険予想
- ウ 避難対象地区名
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
- カ 出火防止の措置（電気〈配電盤〉の遮断措置等）

(4) 避難措置の周知

ア 町長以外の者が避難の指示を行ったときは、法令に基づき関係町長及び関係機関に通知する。

イ 町長はみずから避難の指示を行ったとき、又は避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の住民に対しその周知徹底を図るとともに、知事に報告する。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

① 関係機関への連絡

町長は、避難指示した状況を速やかに関係機関に対して連絡する。

② 住民への周知徹底

町長は、下記により、避難指示を行った状況を速やかに住民に対して周知する。

また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

- a テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、SNS（ソーシャルネットワークシステム）、広報車・消防団による広報、電話・FAX・登録制メール、消防団・警察・自主防災組織、近隣住民等による積極的な声かけ等により、迅速に必要なと認める地域の居住者、滞在者、その他の者に徹底する。
- b 報道機関等への放送要請等により、住民に広報する。

なお、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイト・サーバー運営事業者に対し、避難指示等に関する情報を町ホームページのトップページに掲載するなど、情報提供の協力を求めることができる。

6 避難実施の方法

避難の指示者及び町長は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期する。

(1) 避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させる。避難に当っては、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図る。

- ア 高齢者、妊産婦、乳幼児及びその保護者、小児、心身障がい者等の要配慮者
- イ 防災に従事する者以外の者

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努める。

- ア 避難に当たっては、町、消防機関、警察等が協力し、安全な経路を選定のうえ、避難誘導員を配置し、所要の装備資機材を活用し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速化を図る。
- イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。
- ウ 誘導に当たっては、混乱を避けるため地域の実情に応じ、避難経路を2か所以上選定しておく。
- エ 避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最少限度に制限し、円滑な立退きについて適宜の指導をする。
- オ 避難した地域に対しては、事後速やかに避難の逃げ遅れ、又は要救出者の有無を確かめる。

7 警戒区域の設定

(1) 設定の基準（災害全般）

- ア 町長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- イ 警察官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。
- ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。

(2) 規制の内容及び実施方法

- ア 町長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- イ 町長及び警察官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

8 避難場所への職員等の配置

町長が設定した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防団員を含む。）を配置する。

9 避難場所における救護等

(1) 避難場所に配置された職員は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

- ア 火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達

第3章 災害応急対策計画
第7節 避難収容活動

- イ 避難した者の掌握
 - ウ 必要な応急の救護
 - エ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容
- (2) 町長が設定した避難場所を所有し又は管理する者は、避難場所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力する。

10 避難状況の報告

- (1) 町は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接に、又は所轄警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。
- ア 避難の経過に関する報告—危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。
 - ① 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
 - ② 上記事態に対し、応急的にとられた措置
 - ③ 町等に対する要請事項
 - イ 避難の完了に関する報告—避難完了後、速やかに行う。
 - ① 避難場所名
 - ② 避難者数・避難世帯数
 - ③ 必要な救助・保護の内容
 - ④ 町等に対する要請事項
- (2) 町は、避難状況について、県へ報告する。

第2款 避難所の開設、運営

第1項 基本方針

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する。避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していく。

第2項 対策

1 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

町は、避難所を開設する必要があると認められる時は、次により速やかに避難所を開設し、速やかに被災者を避難誘導する。特に、要配慮者への避難誘導に留意する。

ア 基本事項

- ① 対象者
 - a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
 - b 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む）
 - c 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者
 - ・町長の避難命令を受けた者
 - ・町長の避難命令は受けていないが、緊急に避難する必要がある者
- ② 開設場所
 - a あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難収容活動

無など安全性を確認の上、避難所を開設する。

- b 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

- c 災害の様相が深刻で、町内に避難所を開設することができない場合は、隣接市町の避難所への収容委託や隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を開設する。

- d 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し生活相談員等を配置する。

なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

- e 町における避難所は、資料に指定している避難場所の体育館や自治公民館等の施設とする。

【資料14 避難場所及び避難路】

③ 設置期間

- a 避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し避難者が減少するときは逐次開設数を整理縮小する。

- b 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図ること。特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図る。

- c 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公営住宅等や借家等への転居、応急仮設住宅の建設をすすめる。

- d 災害救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。ただし、期間を延長する必要がある場合には、厚生大臣の承認を必要とするため県と協議する。

④ 県への報告

町は避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告する。

この場合の報告事項は概ね次のとおりである。

- ・避難所の開設の日時及び場所
- ・開設数及び収容人員
- ・開設見込み期間

⑤ 県への要請

町は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合など避難所の開設運営に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請する。

イ その他

町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(2) 避難所の運営

町は、次の事項に留意し避難所の適正な運営に当る。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難収容活動

避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ア 管理責任者の配置

避難所ごとに、原則として町職員の管理責任者に男女両方を配置するよう努める。

ただし、災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておく。

また、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制を整備する。この場合、会計年度任用職員の雇用も考えられる。

イ 管理責任者の役割

管理責任者は、概ね次の業務を行う。

- ① 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備する。
- ② 避難所被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。
要配慮者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。
- ③ 被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に町災害対策本部と連絡を行う。
また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。
- ④ ボランティア組織等の支援に関して、適切な指示を行う。

ウ 生活環境の整備

避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、次の事項について対応する。

- ① 避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。
- ② 感染症対策を踏まえたレイアウト等の必要な措置を講じるとともに、避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

(設備、備品の例示)

- | | |
|--------------|---------------|
| ・畳、マット、カーペット | ・間仕切り用パーティション |
| ・冷暖房機器 | ・仮設風呂・シャワー |
| ・洗濯機・乾燥機 | ・仮設トイレ |
| ・その他必要な設備・備品 | |

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難收容活動

- ③ 避難所として指定する施設について平常時よりバリアフリー化に努める。
なお、物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。
- ④ 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策をすすめるとともに必要な電気容量を確保する。
- ⑤ 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段を確保する。
- ⑥ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティ等に以下のとおり配慮し、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努める。
- a 授乳室や男女別のトイレ、男女共同のユニバーサルトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置
 - b 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫する。
 - c 仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにする。
 - d 女性や子どもに対する性暴力・DV等を予防するため、DVについての注意喚起のポスターの掲載、男女のトイレは離れた場所に設置、トイレ・更衣室・入浴設備等は、昼夜を問わず安心して使用できる場所の選定と照明の増設等の配慮を行う。
 - e 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター、警察、医療機関及び女性支援団体等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努める。
 - f 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮する。

なお、避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施することとし、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。

- ⑦ 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努める。

エ 住民による自主的運営

避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による避難所の自主的な運営が行われるよう努める。

また、避難者の自主的な生活ルールづくりが、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえたものとなるよう支援する。

あわせて、班を組織して活動する際には、特定の活動（食事づくりやその片付け、清掃など）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないよう、班の責任者には、男女両方が配置されるよう配慮する。

オ 指定避難所以外の被災者への支援

避難所の運営に当たり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とすることが適切である。

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難収容活動

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置することが適切である。

在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会（区）や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者（児）用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じる。

被災者台帳の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点として支援を行うことが望ましい。

在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮する。

第3款 被災者の把握

第1項 基本方針

避難所の開設に伴う避難者への食品や飲料水等の供給、被服や寝具その他生活必需品の供給、応急仮設住宅の建設、災害弔慰金等の支給等の速やかな対応を効率的に行うためには、被災者の状況を正確に把握することが必要である。

このため、被災者の状況把握に関わる業務を積極的に行っていく。

第2項 対策

1 避難者、在宅被災者の把握

(1) 避難者の状況把握

町は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握する。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

ア 登録事項

- ① 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- ② 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ③ 親族の連絡先
- ④ 住家被害の状況や人的被害の状況
- ⑤ 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- ⑥ 支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）
- ⑦ 外部からの問合せに対する情報開示の可否
- ⑧ その他、必要とする項目

イ 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

ウ 登録結果の活用等

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難収容活動

他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

エ 登録結果の報告

登録の結果は、日々、町の災害対策本部に集約する。

なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

(2) 避難所外被災者の状況把握

避難所に避難してしていない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。

避難所の過密回避やプライバシー確保の観点から、指定避難所以外にも、独自に設置した避難所への避難や、車中避難、軒先避難等を選択する場合があるため、防災関係機関はもとより、NPOやボランティアと連携して被災者の把握に努める。

特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。

2 被災認定

町は被災認定を、第3章 第16節 第1款の基準により行う。

第4款 避難生活環境の確保

第1項 基本方針

避難所等の運営に際し、不特定多数の被災者を収容する場合、いわゆるエコノミークラス症候群や長引く避難生活に起因する慢性疾患の増悪、感染性疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。

このため、避難が長期化した場合における避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持に努める。

第2項 対策

1 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

町は、要配慮者（高齢者や乳幼児等）等の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

(2) 清潔保持に必要な知識の普及

町は、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。

2 健康管理

(1) 被災者の健康状態の把握

- ア 町及び県は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。
- イ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。
- ウ 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

(2) 被災者の精神状態の把握

- ア 町は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- イ 町は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(3) 継続的要援助者のリストアップ

- 町及び県は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化

- 町及び県は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

(5) 避難所外避難者の健康状態の把握

- 在宅避難や車中避難など避難所以外への避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第5款 要配慮者への配慮

第1項 基本方針

高齢者、障がい者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対しては、その個々の状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公営住宅等への優先入居、福祉仮設住宅の提供等、災害応急対策の実施にあたり、きめ細かな対応が必要であり、自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら、対策を推進する。

特に、要配慮者のうち災害発生時において、自ら避難することが困難な者（避難行動要支援者）に対しては、次の対策に記載するとおり避難行動要支援者名簿に基づき、円滑な避難を行う。

第2項 対策

1 要配慮者に配慮した応急対策の実施

(1) 災害発生直後に必要な対策

- ア 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行う。

なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難収容活動

避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿や計画を提供でき、この場合、名簿情報や計画情報を提供することについて本人（計画に関しては、避難支援者を含む。）の同意を要しないことに留意する。

イ 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行う。

(2) 早期に必要な対策

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努める。

ア 一般の避難所での対策

- ① 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たる。
- ② 障がい者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙おむつや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行う。
- ③ 食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利とならないように介助に配慮する。
また、食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給する。
- ④ 避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利とならないように、聴覚障がい者に対しては掲示板や手話通訳、視覚障がい者に対しては点字、日本語が理解できない外国人に対しては多言語等など、要配慮者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いる。
- ⑤ 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。
- ⑥ 一般の避難所での生活が長期化しないように、速やかに福祉避難所への移行を図る。

イ 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、アの対応とともに、次の事項に留意する。

- ① 要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮する。
- ② 相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮する。
- ③ 避難が長期化する場合は、公営住宅等への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行う。

2 関係団体等との連携

町は、避難所又は在宅の要配慮者の生活支援について、避難所（福祉避難所を含む）の管理者、自主防災組織、自治会（区）、社会福祉施設、ボランティア、民生委員・児童委員、保健師、ホームヘルパー、手話通訳、日本赤十字社宮崎県支部、保健所、福祉事務所など様々な関係機関・団体と連携を図る。

3 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

【社会福祉施設管理者】

(1) 救助及び避難誘導

各種防災計画に基づき、施設の防災組織や地域住民等の協力を受け、避難所へ入所者

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難収容活動

等を速やかに避難させるとともに、状況に応じて避難所への避難を行う。

(2) 搬送及び受入先の確保

災害により負傷した入所者等の病院への搬送、避難所への搬送を行う。

また、施設の被害状況によっては、他の社会福祉施設への受入要請と搬送を行う。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

入所者等の食品、飲料水、生活必需品等について、施設の備蓄物資から供給するとともに、不足が生じたときは、町等に対して供給応援を要請する。

(4) 介助職員の確保

入所者等の介助等について、必要に応じて他の社会福祉施設、ボランティア組織等に支援を要請する。

(5) 相談窓口開設への協力

町の実施する、避難所や在宅の要配慮者への相談窓口開設に協力する。

(6) その他

防災関係の厚生労働省からの各通知等により、対応する。

町及び県は、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

4 避難行動要支援者に対する安全確保対策

(1) 支援要員の確保

町は、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努める。

(2) 安否確認、救助活動

町及び県は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画、あるいは保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、町社会福祉協議会、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

(3) 搬送体制の確保

町及び県は、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。

(4) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

町及び県は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(5) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

町及び県は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。

また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(6) 保健・福祉巡回サービス

町及び県は、医師、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難収容活動

- (7) 保健・福祉相談窓口の開設
町及び県は、災害発生後、必要に応じて速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。
- (8) 避難所における要配慮者に対する支援対策
- ア 避難所の物理的障壁の除去（バリアフリー化）
物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。
- イ 相談窓口の設置
車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。
- ウ 福祉避難所の指定・設置と管理、運営
- ① 町は、必要に応じ要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる生活相談員等を配置し、日常生活上の支援を行う。
- ② 民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、町と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結する。
- ③ 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り避難生活を短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努める。

5 外国人に対する安全確保対策

- (1) 外国人の避難誘導
町及び県は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線・防災情報メールなどを活用して、多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。
- (2) 安否確認、救助活動
町は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。
- (3) 情報の提供
- ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供
町及び県は、避難所や在宅の外国人、訪日外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。
- イ テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供
町及び県は、在日外国人、訪日外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して多言語等による情報提供に努める。
- (4) 外国人相談窓口の開設
町は、必要に応じて速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。
また、町及び県は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第6款 応急住宅の確保

第1項 基本方針

住宅被害によって住居を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、町は①応急仮設住宅の設置、②被災住宅の応急修理、③既存の公営住宅等の空き家の活用の3種類の方法により応急居住の場を提供する。

第2項 対策

1 基本事項

応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法の適用のあった町については、その規格、規模、構造、単価等市町村間で格差が生じないように広域的な調整が必要なことから、原則として知事が行う。

なお、状況が急迫し知事が行うことができない場合は、町長が行う。

2 応急仮設住宅の供与・管理

(1) 供与期間等

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成した日から2年以内とする。

(2) 設置戸数の決定

災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、県と協議の上、設置戸数を決定する。

(3) 設置場所の提供等

ア 設置場所は、原則として国、県、町の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供する。

なお、国有地については、国有財産法第19条及び第22条第1項第3号等により無償貸与を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議する。

イ 民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とし、その利用について所有者と設置期間等の利用関係について契約書を締結しておくこと。

(4) 建設資材の調達

災害救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。

なお、調達に当たっては、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人宮崎県建築業協会等の協力を得る。

(5) 入居者の選定等

町は、被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定する。

なお、入所の選定に当たって災害救助法担当課、民生委員・児童委員等からなる選考委員会を設置する。

ア 住家が全焼、全壊又は流出し、現に居住する住家のない者で、自らの資力で住宅を確保できない者

(例示)

- ・生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ・特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
- ・前各号に準ずる者

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難収容活動

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が、利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も必要によって設置する。

(7) 応急仮設住宅の管理

ア 町は、応急仮設住宅を設置した時は、その維持管理に努める。

イ 管理者は、常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努める。

ウ 応急仮設住宅に管理人を置く場合には、男女両方を配置する。

エ 応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位とともに個人単位でも作成し、氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）、外部からの問合せに対する情報の開示の可否等を記載する。

また、個人情報の取扱及び管理には十分に注意する。

(8) 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておく。

(9) 地域社会づくり

ア 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮する。

イ 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会（区）などの育成を図り、自治会（区）長や副会長等の役員に女性の参画を進める。

ウ 自治会（区）では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたルール作りを行う。

エ 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会（区）活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮する。

オ 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会（区）を中心に、民生委員・児童委員やボランティア等の連携体制（ネットワーク）による見守り活動が行われるよう配慮する。

(10) 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者に配慮した恒久住宅への移転を推進・支援する。

ア 恒久住宅需要の的確な把握

イ 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底

ウ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知

エ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等

オ その他、住宅等に関する情報の提供

3 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の期間

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、災害発生の日から3か月以内に完了する。

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難収容活動

(2) 応急修理の戸数の決定

町は、応急修理を要する戸数を県へ速やかに把握し、県と協議の上、対象数を決定する。

(3) 応急修理の規模

応急修理の面積について特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等で日常生活を維持するために必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

(4) 応急修理の対象世帯の選定等

町は県に対して、被災者の状況を調査の上、次の基準で対象世帯を決定する。

なお、町は、対象世帯の選定に当たって、災害救助法担当課、民生委員・児童委員等からなる選考委員会を設置する。

ア 半焼又は半壊の被害を受け、かつ、この被害のため差し当って日常生活が営み得ない世帯で、被害を受けた住宅以外に住むところがなく自らの資力で応急的な修理ができない世帯とする。

(5) 建築相談窓口の設置

県は、土木事務所等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。町も同様とする。

町長は、この事務について、町職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

4 公営住宅等の空き家の活用

状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空き家に一時的に入居させる。

第7款 広域避難及び広域一時滞在

第1項 基本方針

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第2項 対策

1 広域避難

(1) 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定緊急避難場所及び指定避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 県は、町が協議要求をおこなった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

(3) 町は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供す

第3章 災害応急対策計画
第7節 避難収容活動

ることについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

- (4) 町・県・運送事業者等は、あらかじめ具体的な運用を定めるとともに、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

2 広域一時滞在

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、町への受入について直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

- (2) 県は、町が協議要求をおこなった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災町からの要求を待つかとまがないときは、町の要求を待たないで町に代わって広域一時滞在のための協議を行うものとする。

- (3) 国は、町及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を町に代わって行うものとする。

また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待つかとまがないときは、町の要求を待たないで、県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

第1款 食料の供給

第1項 基本方針

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食事を得る手段がない場合、備蓄等から食料を供給する。

食料供給活動は、基本的には町長が行うことを原則とする。

第2項 対策

1 食料の調達

町は、被害の状況等から食料の支援が必要と判断したときは、県又は関係機関に対して支援の要請を行う。

荷役・輸送体制については、調達した食料を避難所までスムーズに行き届くように、町、県、物流関係事業者、NPO等の役割分担を明確化し、それぞれがその特性を最大限に発揮しながら協働できる仕組みの構築を検討する。

また、物資の発注状況や輸送状況等の情報を共有できる仕組みを検討する。

物資輸送拠点での荷役の要員確保及び支援物資の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、物流関係事業者等との協定の締結を推進する。

2 炊き出しその他による食料の供給

町は、災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、炊き出しや現物備蓄等からの食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

(1) 対象者

避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の給与ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者とする。

(2) 給与の内容

ア 食品の給与に当たっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にある物を給する。

イ 乳幼児、高齢者、病弱者等にも配慮した物を給する。

ウ 食品の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図る。

エ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(3) 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食（市販の弁当、おにぎり）等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊き出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図る。

(4) 県、近隣市町への協力要請

町は、多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町に炊き出し等について協力を要請する。

(5) 品目

米穀（米飯を含む）、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。

なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

3 物資輸送拠点の指定及び管理

(1) 物資輸送拠点の指定

町は、あらかじめ定めた物資輸送拠点を活用し、調達した食料などの集配を行う。

(2) 物資輸送拠点の管理

町は、食品などの集積を行う場合は、物流関係団体等と連携するなど、物資輸送拠点ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理に万全を期する。

町は、必要に応じて県と連携し、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

第2款 飲料水の供給及び給水の実施

第1項 基本方針

災害による水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない場合、飲料水を供給する。

飲料水の供給活動は、基本的には町長が行うことを原則とする。

第2項 対策

1 飲料水の供給

町は、災害により水道等の給水施設の破壊あるいは汚染が発生し、被災者が飲料水の供給を必要とする場合、必要な量の飲料水を供給する。

(1) 対象者

避難所に收容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水を得ることができない者とする。

(2) 給与の内容

1人1日当たりの所要給水量は、3リットル程度とする。

(3) 給与の方法

ア 災害直後においては、容器等の不足等も考慮し市販のペットボトル等被災者の飲料しやすい方法により供給することも考えられるが、搬入経路が途絶している場合は、ろ水器、浄水剤等の使用による飲料水の確保も考慮すること。

イ 給水車等により、隣接市町から搬送による給水を受けること。

ウ 断水等が長期化する場合、避難所や地域ごとに大型ポリタンクを設置するなどにより、被災者で適時給水を受けられるよう配慮すること。

2 応急給水の実施

【水道事業者】

(1) 公平で効率的な応急給水

水道事業者は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効

率的な応急給水を行うものとする。

(2) 応急給水基本計画

水道事業者は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用できるための応急給水基本計画を早急に立案するものとする。

(3) 作業体制の確保

水道事業者は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急給水計画を立案するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速かつ効率的な応急給水を行うものとする。

(4) 重要施設の優先的給水

水道事業者は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急給水を行うものとする。

第3款 生活必需品の供給

第1項 基本方針

災害による住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

生活必需品の供給活動は、基本的には町長が行うことを原則とする。

第2項 対策

1 生活必需品の調達

町は、被害の状況等から生活必需品の支援が必要と判断したときは、県又は関係機関に対して支援の要請を行う。

2 生活必需品の給（貸）与

町は、住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必需品を、現物備蓄等から給（貸）与する。

(1) 対象者

住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家に立入が禁止されている等で、被服・寝具その他生活必需品を喪失・毀損又は入手できない者。

(2) 給（貸）与の内容

避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で一時的な生活の急場をしのご程度の品とする。

(3) 給（貸）与の方法

ア 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯毎の人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく現物を給（貸）与する。

イ 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成の上、給（貸）与する。

ウ 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられることから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給（貸）与する。

(4) 品目の例示

- ① 寝具（毛布等）

第3章 災害応急対策計画
第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

- ② 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、液体歯みがき、洗口剤、トイレトーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、紙おむつ等）
 - ③ 様々なサイズの衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）
 - ④ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切り、栓抜き等）
 - ⑤ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
 - ⑥ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等 付属器具、卓上ガスコンロ等）
 - ⑦ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類
 - ⑧ 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資（生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用品、離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等）
 - ⑨ その他（ビニールシート等）
- (5) 県、近隣市町への協力要請
- 町は、多大な被害を受けたことにより、町において生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町に対して協力を要請する。

第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

災害による上水道等のライフラインの被災や避難生活の長期化等は生活環境の悪化を招くことになる。

被災地における環境衛生の維持と防疫対策は、災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、保健衛生、防疫、環境対策等について、関係機関の協力を得て積極的に行う。

第1款 保健衛生対策の実施

第1項 基本方針

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショックは、心身の健康に様々な影響を及ぼす。このことから、町は被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスケアを実施する。

第2項 対策

1 健康対策の実施

(1) 救護所の設置等

避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。

その際、個室やパーティションを活用し、プライバシーが確保されたスペースで診療等が行えるよう配慮する。

特に、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(2) 巡回健康相談の実施

ア 町は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師や男女両方の相談員による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

イ 町は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。

(3) 巡回栄養相談の実施

ア 町は、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。

イ 町は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

(4) 巡回歯科相談の実施

ア 町は、歯科医師会、歯科衛生士会等の協力を得ながら、被災者等の口腔衛生状態の悪化を防止するため、早期に歯科医師、歯科衛生士等による避難所等の巡回歯科相談を行う。

- イ 特に、要介護者、障がい者は、誤嚥性肺炎や口腔機能の低下のリスクが高いことから、口腔ケアなどの歯科保健活動を実施する。
- ウ 避難生活解消後も、必要に応じて歯科相談、健康教育等を実施する。

2 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

(1) メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

町は、住民に呼びかける等の方法により、県が保健所に設置する心の相談所の活用を推進し、メンタルヘルスケア、カウンセリングが充分生かされるよう努める。

また、必要に応じてDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣の要請を行う。

(2) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

町は、被災者の心理的ケアに対応するため、「心のケア」や「PTSD（心的外傷後ストレス障害）」に対するパンフレットを被災者に配布する等により、避難所の閉鎖（解消）後も継続して「心のケア」についての正しい知識の普及のための広報活動を行うとともに、「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

第1項 基本方針

町は、災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。

また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。

さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。

第2項 対策

1 防疫対策の実施

(1) 防疫組織の設置

町は、それぞれ防疫関係の組織をつくとともに、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

町は、県、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合は、町又は保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

(3) 防疫対策

町は、県との連携のもと、被害の状況などを考慮し、当該災害に即応した防疫対策を策定する。

(4) 消毒薬品・器具器材等の調達

町は、県との連携のもと、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・器具器材等を迅速に調達する。また必要に応じ、薬業団体及び近隣市町などの協力を求める。

第3章 災害応急対策計画
第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

(5) 防疫措置等の実施

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒その他の措置等を行う。

(6) 予防教育及び広報活動

町は、県との連携のもと、パンフレット等によりあるいは関係団体等を通じて、住民に対する予防教育を徹底するとともに、自ら有する広報機能により又は報道機関に協力を求めることにより、広報活動を行う。予防教育及び広報に当たっては、いたずらに社会不安をあおることがないように努める。

(7) 記録の整備及び状況等の報告

町は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を保健所に報告する。

(8) その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、新たな通知等が出されるまでの当面の間、昭和40年5月10日付英発第302号厚生省公衆衛生局長通知「災害防疫の実施について」により行う。

2 愛護動物の救護の実施

(1) 愛護動物の飼育場所の設置

被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

(2) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。

このため、町は、県との連携のもと、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管

イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管

ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管

エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供

オ 愛護動物に関する相談の実施等

(3) 応急仮設住宅における愛護動物の受入れ

必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受入れに配慮し、受入れ後は適正飼養のための指導・助言を行う。

第3款 災害廃棄物処理

第1項 基本方針

災害による大量の廃棄物の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、災害廃棄物処理等の活動を迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図っていく。

第2項 対策

1 建物の倒壊・浸水によるがれき類等の処理

(1) 被害情報の収集と災害廃棄物発生量の把握

町は、損壊建物数等の情報を収集し、速やかに災害廃棄物発生量を把握するとともに災害廃棄物処理実行計画を定める。同時に県に連絡する。

(2) 作業体制の確保

ア 人員、資機材等の確保

町は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

町は、県、近隣市町、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

また、町は、県との連携のもと、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) 処理の実施

ア 災害廃棄物の撤去、建物の解体・撤去

① 町は、損壊家屋の解体を実施する場合は、倒壊の危険性のあるもの、通行上支障があるもの等から優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるものを除きミンチ解体を行わない。

② 建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する。町は、所有者の解体意思を確認するため、申請方法を被災者に広報し、解体申請窓口を設置する。

③ 損壊家屋については、石綿やPCB等の有害物質、LPガスボンベ、太陽光発電施設、ハイブリット車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。

④ 建物の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

イ 仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保

町は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。

また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

(4) 住民の行動

ア 町が定める分別区分を遵守する。

イ 仮置場への搬出は、町の指示に従う。

2 避難所・生活ごみ処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

ア 町は、災害時に処理するごみを、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみと一般生活により発生するごみに区分し、各々について排出量を推定する。

イ 町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

ウ 町は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

ア 人員、資機材等の確保

町は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる処理体制を確立する。

イ 応援要請

処理施設や収集・運搬体制が被災している場合や処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、県、近隣市町、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

ア 避難所ごみ、生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

町は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、できるだけ早く収集を完了することを目標とする。

イ ごみの一時保管場所の確保

町は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮をする。

ウ 住民への広報

町は、可燃物・不燃物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。

また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

(4) 住民の行動

ア ごみは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。

イ 河川、道路及び谷間等に投棄しない。

3 し尿処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

ア 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計する。

イ 町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

ウ 町は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

ア 人員、資機材等の確保

町は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

(ア) 町は、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。

(イ) 町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

(3) 処理の実施

ア 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

町は、下水道施設、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

イ 住民への広報

下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレを

第3章 災害応急対策計画
第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

使用せず仮設（簡易）トイレ等で処理するよう広報を行う。

ウ 河川、プール等の水の利用

上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。

エ 仮設（簡易）トイレの設置

町は、必要に応じて水洗トイレの使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。

また、仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設（簡易）トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となるような製品も開発されている。

これらの製品は様々な処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能であるか確認し、受入れについて検討する。

(4) 住民及び自主防災組織の行動

ア 下水道施設等の被災に伴い水洗トイレが使用できない場合は、仮設トイレ等を使用し処理することとする。

イ 自主防災組織が中心となり、仮設トイレの設置及び管理を行う。

第4款 環境対策の実施

第1項 基本方針

大規模災害による工場・事業場の損壊等により有害物質が環境中に漏出するおそれがある。

また、災害により発生する障害物の除去や倒壊建物等の解体・撤去等に当たっても、粉じんの発生やアスベスト等有害物質が飛散するおそれがある。

このため町は、県が実施する環境中の有害物質の種類・量（濃度）や粉じん等のモニタリング調査に協力するとともに、県からの適切な指導をもとに、有害物質の発生や漏出・飛散の防止に努める。

第10節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

第1款 行方不明者及び遺体の搜索

第1項 基本方針

行方不明者及び遺体の搜索については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。

このため、行方不明者等の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

第2項 対策

1 行方不明者の調査

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行う。

2 遺体の搜索

(1) 搜索活動の実施主体

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、町が、県・県警察本部等の協力のもとに実施する。

(2) 搜索活動の実施

町は、災害による行方不明者等がある場合には、警察の協力を得て、消防団員、自主防災組織、地元のボランティア等と搜索する。

第2款 遺体の検視、検案及び埋葬の実施

第1項 基本方針

遺体の検視、検案及び遺族への迅速な引き渡しは、遺族にとって切実な問題であり、これらの業務と埋葬を遅滞なく処理することによって、人心の安定を図る。

なお、遺体の検視、検案等に当たっては、災害という混乱状況の中でも死者の人格を尊重し、遺族・親近者の感情に十分配慮した対応を行う。

第2項 対策

1 遺体の検視、検案

(1) 町は、遺体を発見した場合に、速やかに警察に連絡する。

(2) 町は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺する。
また、埋火葬許可証を発行する。

2 遺体の安置、一時保存

遺体の処理は町が実施する。ただし、町のみで対応が困難な場合、町は県及び日本赤十字社宮崎県支部へ協力を要請する。

(1) 遺体の洗浄・消毒・修復

災害後の混乱により遺族が遺体の措置を行うことができない場合には、町等は、人心の安定上又は腐敗防止上必要である遺体の洗浄・消毒・修復等の措置を行い、遺体を一時保存し、埋葬に備える。

第3章 災害応急対策計画
第10節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

(2) 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、町の設置する遺体収容所に収容する。

ア 遺体収容所（安置所）の設置

町は、被災直後でも電気・水道が確保可能な被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

町における遺体収容所は資料のとおりである。

町は、被害が集中して遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町に設置、運営の協力を要請する。

【資料18 遺体収容所】

イ 棺の確保

町は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

ウ 身元不明遺体の集中安置

町は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

3 遺体の埋葬

(1) 死亡者数の確認

町は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

(2) 遺体の火葬、埋葬

遺体の埋葬は、町が実施し、原則として火葬する。棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等現物給付をもって遺体の埋葬を行う。ただし、災害救助法適用時に県が行うことを妨げない。

町の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、市町村防災相互応援協定に基づき、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

身元の判明しない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

遺体処理施設は資料のとおりである。

【資料19 遺体処理施設】

第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動

第1款 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

第1項 基本方針

大規模災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。

このため、町は、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有し、地域一体となった活動を推進する。

第2項 対策

1 予想される混乱

災害時に予想される混乱として次のものが挙げられる。

- (1) 交通網の寸断による被災地及び周辺道路の車両輻輳による交通渋滞
- (2) 電話等通信網の寸断、輻輳による混乱
- (3) 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
- (4) 品薄による売惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
- (5) 真偽不明情報の流言による混乱
- (6) 被災地や避難所等での住民の混乱
- (7) 行方不明者の相談、搜索活動等の混乱

2 住民への広報・伝達

町長は、警察及び県の情報等に基づき、混乱が生ずるおそれがあると認めるとき、又は混乱が生じているときは、住民のとるべき措置について町公式SNSやテレビ・ラジオ等の報道機関の協力を得て呼びかけを行う。

3 地域安全活動の強化

被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動等を次により実施する。

実施に当たっては、関係機関・団体、住民が一体となった地域の実情に即した活動となるよう配慮する。

(1) 地域安全情報の収集と伝達

被災地における各種犯罪や事故の発生情報、交通状況や危険箇所の情報、搜索活動の進捗状況など安全な生活確保に必要な情報を収集し、地域安全情報として速やかに住民に伝達する。

また、その際、正確で迅速な情報の提供を行うためのネットワークを構築する。

(2) 犯罪、事故の発生防止活動

被災地及びその周辺における犯罪、事故の発生を防止するため、地域住民ボランティアと連携した警戒活動や交通誘導活動、道路等の危険箇所点検等を行う。

また、避難場所、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対しては、重点的な警戒活動を行う。

(3) 訪問活動

高齢者や被災家庭等、犯罪等の被害対象になりやすい世帯については、関係機関、団

体や住民ボランティア等と連携して訪問活動を行う。

4 保安対策

(1) 危険物等に対する措置

ア 銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し盗難、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、銃砲刀剣類並びに火薬類の携帯運搬を制限する。家屋の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行う。

イ 石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して、警戒区域（警戒線）内の立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

(2) 経済事犯等に対する措置

商品の不当な買占め、高価販売、土地家屋等の賃貸及び所有権をめぐる紛争等の事案発生に対処するため、関係機関との連携を密にして、情報収集に努め、違法事案の取締りを徹底する。

第2款 物価の安定、物資の安定供給

生活関連物資の買占め、売惜しみ防止を啓発し、生活関連物資価格の異常な高騰、買占め、売惜しみが発生した場合には、県と連携して物資の円滑な供給を確保する。

第3款 帰宅困難者対策

第1項 基本方針

災害の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要な措置を講ずる。

第2項 対策

町は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、バス等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、飲料水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。

また、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮する。

第12節 公共施設等の応急復旧活動

第1款 町有通信施設等の応急復旧

町有通信施設や庁舎等は応急対策を推進するうえで、重要かつ不可欠の施設であり、これらの施設に被害が生じた場合に直ちに応急復旧を行い、機能を確保する。

第2款 公共土木施設等の応急復旧

第1項 基本方針

道路等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図る。

第2項 対策

1 道路施設の応急復旧

(1) 応急措置

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカー等により巡視を実施し、住民等からの道路情報を収集して、担当課等へ報告する。

また、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等を実施し、必要に応じて迂回路の選定を行い、交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。

(3) 情報の連絡・広報

町は、住民に対して道路の被害状況、応急措置、復旧状況について、ラジオ、テレビ、情報板、看板等により、それらの情報を広報する。

2 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

災害により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

(1) 河川施設

河川施設については、速やかに被害状況を把握し、堤防及び護岸等の被害については土のうを設置するなど応急復旧を行うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

また、堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うなどの措置をとる。

水門及び排水機等の破壊については、二次災害の危険性を考慮して速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(2) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(3) 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

3 農業用施設の応急復旧

災害により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。農道については町が通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

町は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

【資料3 防災重点農業用ため池一覧】

第13節 ライフライン施設の応急復旧

第1款 ライフライン途絶時の代替対策

第1項 基本方針

上下水道等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じる。

第2項 対策

1 上水道停止時の代替措置

計画の詳細は、第3章 第8節 第2款「飲料水の供給及び給水の実施」を準用する。

2 下水道停止時の代替措置

(1) 緊急汲取りの実施

町は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

(2) 仮設トイレの設置

町は、避難所等に仮設トイレを設置する。避難所等の仮設トイレの汲取りは、優先的に実施する。

第2款 ライフライン施設の応急復旧

第1項 基本方針

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設が大規模災害により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、早期復旧を目指して応急体制を整備するとともに、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

第2項 対策

1 上水道施設の応急復旧

【水道事業者】

(1) 応急復旧基本計画

水道事業者は、県内外の他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用できるための応急復旧基本計画を立案しておく。

(2) 作業体制の確保

水道事業者は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急復旧計画を立案するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速な応急復旧ができるようにしておく。

町は、「水道事業者間の災害時相互応援に関する覚書」に基づき関係機関と相互支援・連携を図り、迅速な応急復旧ができるよう努める。

(3) 重要施設の優先的復旧

水道事業者は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うものとする。

2 下水道施設の応急復旧

(1) 被災状況の把握

下水道事業者等は、災害に関する情報を収集し、被災状況を迅速に把握する。

(2) 作業体制の確保

町は、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(3) 応急復旧

町は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素混和池に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

(4) 情報の連絡・広報

ア 情報の連絡

町は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、町・県の災害対策本部に密に連絡する。

イ 住民への広報

町は被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第14節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1款 被災者・住民への的確な情報伝達

第1項 基本方針

災害発生後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、適切な情報提供を行う。

第2項 対策

1 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

町は、県との連携のもと被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、自主防災組織の代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、下記のニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

(2) 要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居、認知証）、障がい者等のケアニーズの把握については、町職員・県職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、下記のようなニーズの把握に努める。

- ① 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ② 病院通院介助
- ③ 話相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

2 生活情報の提供

各機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局、CATV局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。

(2) パソコン通信の活用

パソコンネットワークサービス会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

第3章 災害応急対策計画
第14節 被災者等への的確な情報伝達活動

(3) インターネットの活用

町及び県ホームページを活用して、被災者・住民に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

第2款 相談窓口の設置

第1項 基本方針

被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

第2項 対策

1 総合窓口の設置

町は、各種相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県及び防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

2 各種相談窓口の設置

町は、被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

<相談窓口の例>

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み

第3款 住民等からの被災者の安否確認について

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないように当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

また、県と連携のうえ、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

第15節 自発的支援の受入れ

第1款 ボランティア活動の受入れ

第1項 基本方針

大規模な災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、町は、県及び防災関係機関との連携のもと、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有把握する。

さらに、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

第2項 対策

1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

(1) 町における措置

災害発生時及び復旧期におけるボランティアの活動支援については、本部福祉対策部福祉対策班と町災害ボランティアセンターが連携しながら、町災害ボランティアセンター主導でボランティアの総合調整を図る。

(2) 受入れ体制の確保

災害発生後速やかに、町社会福祉協議会は「災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの受入れ体制を確保する。被害が甚大で町内では対応できないと判断される場合、県社会福祉協議会に支援を要請する。

(3) 災害ボランティアセンターの運営

町社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）は次の事項を実施する。

なお、その他の事項及び町内で対応できないと判断される事項については、県社会福祉協議会（県災害ボランティアセンター及びボランティア現地本部）及び他市町村社会福祉協議会等に支援を要請する。

ア 町災害ボランティアセンターの活動内容

- ① 被災地の生活ニーズの把握
- ② ボランティア活動支援のための資機材、物資等の募集・確保と提供
- ③ 活動中のボランティアへの支援
- ④ ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き
- ⑤ 被災者やボランティアに対する情報提供
- ⑥ ボランティア連絡協議会の開催
- ⑦ ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
- ⑧ 災害対策本部との連絡調整
- ⑨ 県社会福祉協議会が設置する「県災害ボランティアセンター」及び「ボランティア現地本部」への支援要請

- ⑩ 個人や団体のボランティア、災害中間支援組織の受入れ
- ⑪ その他被災者の生活支援に必要な活動

2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

(1) 町災害ボランティアセンター及び県災害ボランティアセンターとの連携

町の福祉対策班は、町災害ボランティアセンター（町社会福祉協議会）との連絡調整、情報の収集・提供活動等を行う。

なお、県から事務の委任を受けた場合、ボランティア活動と町が実施する救助の調整事務について、町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託することにより、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンター（又はボランティア現地本部）を通して、ボランティアに対し協力依頼する活動内容は、主に次のとおりとする。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布等）
- ウ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認、食事・飲料水の提供等）
- エ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布・配達等）
- オ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

(4) ボランティア保険の加入促進

町は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

(5) ボランティア等への啓発

町は、ボランティア等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

- ア 被災地では基本的に2人以上で行動する。
- イ 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。
- ウ 被災者は、同姓でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。
- エ 女性に対する暴力等を予防する。（防犯ブザーの携帯等）

3 高校生のボランティア活動

高校生のボランティア活動については、保護者の承諾を受け、安全面への配慮を十分検討した上で、校長が許可する。許可を受けた生徒は、公欠扱いとする。

(1) 一般ボランティア

- ・ 救援物資の運搬、配布
- ・ 食事の準備
- ・ 危険の少ない範囲での片付け

(2) 専門ボランティア

- ・ 専門高校の学科の特性を生かした参加（看護科、福祉科、工業科、農業科、水産科、

家庭科等)

4 地域安全ボランティアの活動

(1) 「地域安全ボランティア活動」推進体制の整備

「地域安全活動」は、「安全で住み良い地域社会を実現するために、住民生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害を未然に防止する」ための地域住民によるボランティア活動である。

災害発生時にあって、「地域安全活動」を地域住民のニーズに沿った的確かつ効果的な活動とするため、町は、ボランティアを中心に、防犯協会、警察及び県との連携・協力体制の構築に努める。

(2) 平常時及び災害時における地域安全活動内容

ア 平常時における（災害時に備えた）主な地域安全活動

- ・災害時の避難場所や避難経路の確認と、高齢者や障がい者等要配慮者世帯に対する周知活動
- ・危険箇所の点検活動
- ・地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催
- ・地域でのパトロール活動
- ・地域安全ニュース等による情報提供活動等

イ 災害時における主な地域安全活動

- ・地域での安全パトロール活動
- ・避難場所の設置箇所や事件事故等の発生状況等地域での安全な生活のため必要な情報の提供活動
- ・高齢者等の要配慮者宅訪問活動
- ・防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等のおそれのある新たな危険箇所の確認活動
- ・防犯協会の防犯資機材や各地から寄せられる救援物資の配分協力活動等

第2款 義援物資、義援金の受入れ

第1項 基本方針

義援金及び義援物資は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物であるため、町は、県及び関係機関と連携をとりながら、被災者に対する効果的な活用を図る。

第2項 対策

1 災害義援物資の受け入れ

(1) 募集

町は、災害の発生に際して、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受け入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

- ① 品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で1包みとする。
- ② 梱包は開かなくても内容がわかるよう識別表等により内容を表示する。
- ③ 物資は、新品が望ましい。
- ④ 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請する。
- ⑤ 物資については、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求める。

(2) 輸送

町は、県及び関係機関と連携の上、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し速やかに輸送する。

(3) 配分

町は、ボランティア等の支援も受け速やかに被災者への物資を配分する。

なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し配分計画書等を作成の上、計画的に配分する。

2 義援金の受け入れ

(1) 募集

町は、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

(2) 配分

町は、義援金の適正な配分が達成されるよう第三者機関である配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保する。

第16節 災害救助法の適用

第1款 災害救助法の適用

第1項 基本方針

大規模災害発生時には、家屋の倒壊、火災、土砂崩れなどの各種災害により、多大の人的被害及び物的被害が発生する。

被災後、被害が適用基準に達した場合は迅速に災害救助法を適用し、同法に基づく救助を円滑に実施するよう速やかに所定の手続きを行う。

第2項 対策

1 実施責任者

救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施する。

2 被災認定の基準

救助法の適用に当たっては、町が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯1世帯をもって被災世帯1世帯、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって被災世帯1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては3世帯をもって被災世帯1世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

ア 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

イ 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上

70%未満のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

ウ 住家の床上浸水

ア及びイに該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取扱う。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

1棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯として取扱う。

3 救助法の適用基準

救助法による救助は、町の被害が下記のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに行われる。

- (1) 町における住家の被害が、50世帯（市町村の人口が15,000人以上30,000人未満）に達したとき。

町内人口	被災世帯数	適用
18,410人	50世帯	令和2年国勢調査

- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が、1,500世帯以上であって、町の被災世帯数が、25世帯（(1)の被災世帯数の2分の1）に達したとき。

町内人口	被災世帯数	適用
18,410人	25世帯	令和2年国勢調査

- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が7,000世帯以上であって、町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

- (4) 町の被災が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

- ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

4 救助法の適用手続き

- (1) 災害に対し、町における被害が「3 救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、災害報告要領により町長は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を申請する。

なお、申請は口頭によるものでも可とする。

- (2) 災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指揮を受ける。

5 救助の実施

- (1) 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

- (2) ①（応急仮設住宅を除く）、②、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩の救助については、災害救助法施行細則第2条の2により、あらかじめ町長に委任されている。

しかし、状況により知事が救助を実施することを妨げるものではなく、また、同法施

行細則第2条の2により委任されている以外の救助についても、知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、同法第30条により町長に委任することができる。

6 災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表については、資料のとおりである。

【資料28 災害救助法による救助の程度・方法及び期間】

第17節 文教対策

第1款 学校教育対策

第1項 基本方針

学校は、災害発生時における児童生徒の安全を最優先に確保する。

災害復旧等により通常の教育が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行う計画を定め、実施する。

第2項 対策

1 応急教育

(1) 応急教育の実施責任者

町立学校の応急教育は、当該町教育委員会が計画し実施する。

(2) 応急教育計画の作成とその実施

応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

(3) 児童生徒の安全の確保措置

災害発生時における児童生徒の安全の確保に関し、次の措置をとる。

ア 町立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、町教育委員会は、県教育委員会からの指導助言のもと、臨時に授業を行わない等適切な措置をとる。

ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は町教育委員会の了解のうえで、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることもある。

イ 校長の措置

① 事前準備

- a 校長は、学校の立地条件等も考慮し、応急教育計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し職員に周知する。
- b 校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - (a) 防災に関わる施設・設備の点検・整備を計画的に行う。
 - (b) 災害発生時には、学校行事、会議、出張等を中止する。
 - (c) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
 - (d) 町教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行う。
 - (e) 校長は、時間外における所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を職員に周知させておく。

② 災害時の体制

- a 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- b 校長は、災害の規模、児童生徒、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会に連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。
- c 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど災害状況

第3章 災害応急対策計画

第17節 文教対策

と合致するよう速やかに調整する。

- d 応急教育計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

③ 災害復旧時の体制

- a 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、町教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。
- b 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、校長は関係機関の援助等により処置する。
- c 疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。
- d 災害の推移を把握し、町教育委員会と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(4) 施設の応急整備

災害により被害を受けた公立学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

ア 応急復旧工事の実施

町立学校が災害により被害を受けた場合は、町において応急復旧工事を実施する。

イ 災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するために必要な施設・設備を校長において確保することができない場合、町教育委員会に確保を要請する。

なお、町教育委員会で確保が困難な場合は、町教育委員会より県教育委員会にあつせんを要請する。

(5) 教職員補充措置

災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、町教育委員会は、教職員の被害状況について速やかに県教育庁教育事務所を經由して、県教育委員会に報告する。

2 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、町は、次により援助支援を行う。

- (1) 被災により就学困難となった町立学校の児童生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとるよう町教育委員会に対し、指導及び助言を行う。
- (2) 被災により教科書及び学用品を喪失又は毀損した児童生徒に対して、町はその供給を支援する。

なお、町が行う児童生徒への教科書及び学用品の給与に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内において県が支出する。

- (3) 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった高等学校等（専修学校高等課程、特別支援学校を含む）及び中等教育学校（後期課程）等の生徒の就学を援助するため、希望者に対し奨学金の緊急貸付を行う。
- (4) 被災家庭の特別支援学校の児童生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

3 学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

- (1) 学校給食共同調理場における給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、学校給食共同調理場所長と町教育委員会が協議のうえ、給食実施の可否について決定するとともに校長に通知する。このとき、次の事項に留意する。
 - ア 被害があってもできうる限り継続実施するよう努める。
 - イ 給食施設等が被害のため給食実施が困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるように努める。
 - ウ 避難場所として使用されている学校については、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。
 - エ 被災地においては感染症発生のおそれがあり、衛生については特に留意する。
- (2) 町教育委員会は、県教育委員会と連携を図り、学校給食用物資の供給が円滑に行われるよう、関係団体への協力要請を行う。

4 災害時における環境衛生の確保

- (1) 事前準備
 - ア 校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。
 - イ 校長は、常に児童生徒に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。
- (2) 災害時の措置
災害後の感染症、防疫対策については、校長は、保健所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行う。

5 災害時における心の健康への支援

被災した児童生徒の健康管理に配慮し、健康相談等を実施するなど児童生徒の心の健康の保持に努めるとともに、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。

- (1) 事前準備
 - ア 「生命尊重」、「思いやりの心」を育てるとともに、ボランティア活動への参加を積極的にすすめる。
 - イ 災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について教職員の研修を実施する。
- (2) 災害時の措置
災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康の保持に関する支援を組織的に行う。

6 教育の再開

避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

- (1) 臨時のカリキュラムでの対応
 - ア 教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。
 - イ 児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業

第3章 災害応急対策計画
第17節 文教対策

として、午後は家の手伝いあるいは近隣の被災地等へのボランティア活動に取り組みさせるなど、状況に応じた弾力的な対応を行う。

(2) 公共施設の利用

道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等の公共施設を活用して授業を再開する。

(3) 民間施設の活用

(4) プレハブ教室の早期設置

(5) 訪問教育の実施等

ア 児童生徒の通学路が著しく被災し、安全面の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合等は、教師による訪問指導を組織的・計画的に実施する。

イ 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

第2款 文化財保護対策

第1項 基本方針

大規模災害被害から文化財の保護を図るため、町教育委員会は、県教育委員会の指導・助言のもと、必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して災害対策の必要性について意識啓発を図る。

木質系の文化財については火災による焼失被害を防止するために消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講じる。

町内有形（指定）文化財は次のとおりである。

※古墳・化石群を除く。

1 国指定文化財

① 木造阿弥陀如来及び両脇侍像	犬熊萬福寺の本尊
-----------------	----------

2 県指定文化財

① 木造薬師如来及び両脇侍像	法華嶽薬師寺の本尊
② 須弥壇（しゅみだん）	法華嶽薬師寺の本尊を安置している台
③ 本庄の石仏	田尻・松森山の磨崖仏
④ 木造薬師如来坐像	犬熊三弓堂（薬師堂）所在
⑤ 木造聖観音坐像	犬熊三弓堂（薬師堂）所在
⑥ 伊東祐青奉納墨書天井画	法華嶽薬師寺

3 町指定文化財

① 法華嶽薬師寺石塔群	石造建造物42基
② 義門寺石塔群	石造建造物8基
③ 木造能面	総合文化会館所在
④ 木造毘沙門天立像	犬熊三弓堂（薬師堂）所在
⑤ 木造不動明王立像	犬熊三弓堂（薬師堂）所在
⑥ 木造如来形立像	犬熊三弓堂（薬師堂）所在
⑦ 木造如来形坐像	犬熊三弓堂（薬師堂）所在
⑧ 木造大黒天立像	総合文化会館所在
⑨ 経筒	法華嶽薬師寺

第2項 対策

1 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された場合は、県教育委員会と協力し、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧・復興の本格化に伴う発掘調査については、県教育委員会との協力により、近隣地方公共団体からの派遣要請等により十分な人的支援を整備する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

町は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1款 被害が比較的軽い場合の基本的方向

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第2款 被害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が、広範囲におよび甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画も促進する。この場合、応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を国・県に要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第1款 公共施設災害復旧事業計画

第1項 基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係各機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

第2項 対策

1 事業計画の種別

基本方針を基礎にして、次に掲げる事業計画について、被害の都度検討・作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 道路施設災害復旧事業計画
 - イ 河川施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 下水道施設災害復旧事業計画
 - ク 公園施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

2 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、町又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

3 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

4 災害復旧資金の確保措置

町は、県と連携し、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施を図る。

第2款 激甚災害の指定

第1項 基本方針

町は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

第2項 対策

1 制度の概要

激甚災害については、広域的（全国レベル）な「本激甚指定基準」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚指定基準」の二通りの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される。（局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度末に一括して指定される。）

2 災害調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

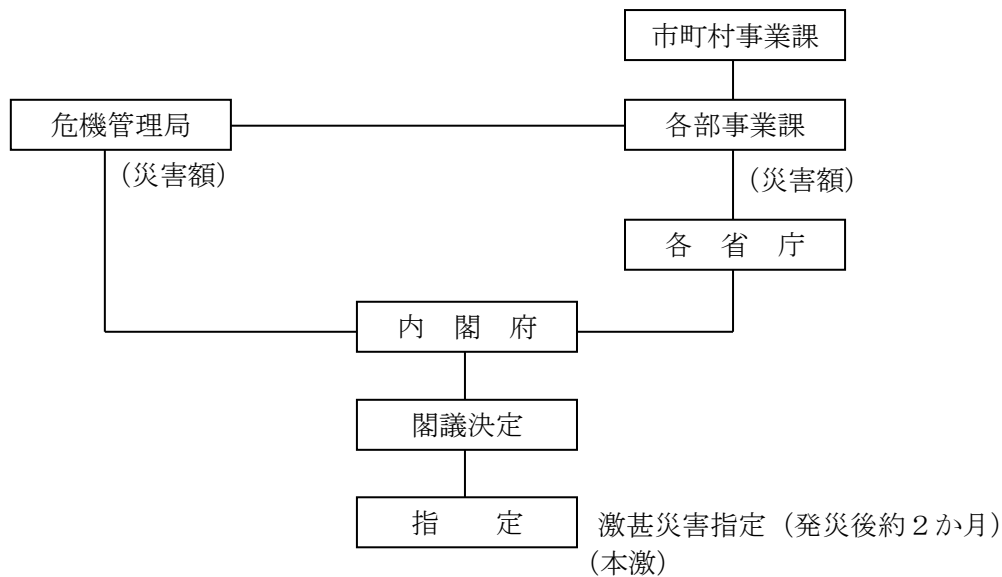


図 激甚災害指定フロー図

3 激甚災害指定の手続き

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、指定基準に基づいて内閣総理大臣に答申する。（災害の発生後、関係各省庁が被害額等を所管事項ごとに把握したうえで被害状況を取りまとめ、内閣府において激甚災害に該当するか、及び何条の措置を適用するかについて政令の原案を作成する。これを中央防災会議に諮った後、閣議を経て政令が公布、施行される。）

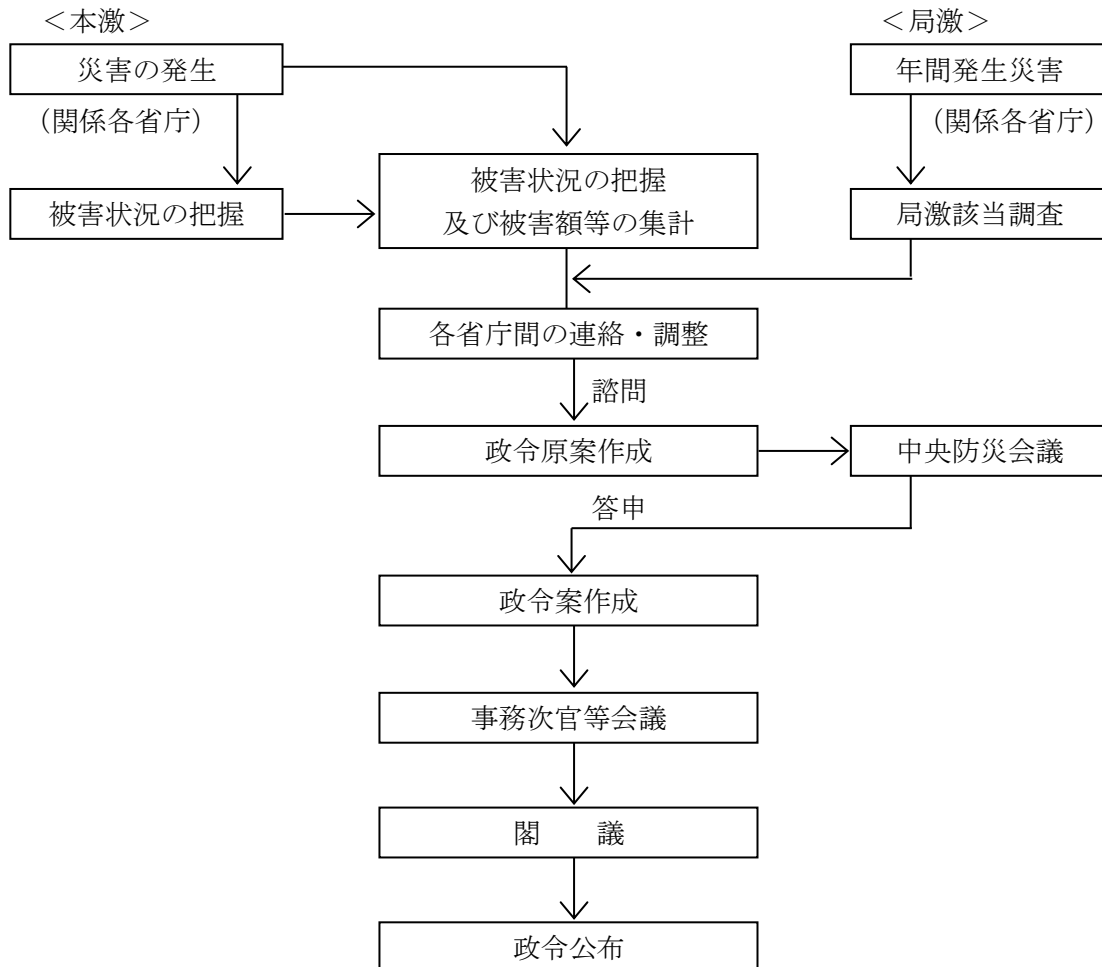


図 激甚災害及び適用措置の指定手順

第3節 計画的復興の進め方

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。したがって被災地域の復興に当たっては関係機関が連携し、計画的に事業を推進していく。

なお、基本法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置された特定大規模災害に関する復興に関しては、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき対応する。

第1款 災害復興対策本部の設置

町は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第2款 災害復興方針・計画の策定

1 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第3款 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定

建築主事を置かない市町村においては、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、県が建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、その旨の告示を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

(1) 専管部署の設置

町は、災害復興に関する専管部署を設置する。

(2) 災害復興事業の実施

町は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

被災者にとって一刻も早く安定した生活を確保することは、大きな願いである。その願いにできるだけ応えるため、被災者の相談にのるとともに各種の支援措置を迅速に行っていくことが重要である。

第1款 被災者への広報及び相談窓口の設置

第1項 基本方針

町、県及び関係機関は、各種支援措置について被災地以外へ疎開等を行っている被災者を含め、広報するとともに相談窓口を設置する。

第2項 対策

1 総合相談窓口の設置

町、県は、第3章 第14節 第2款「相談窓口の設置」で設置した相談窓口を復旧・復興期に対応できるよう組織の再編を行い、被災者の生活再建のための総合相談窓口を設置する。

2 出張相談所の開設

町における被害が特に大きかった場合においては、被災者の相談に応じるため県、関係機関と共同で出張相談所を開設する。

主な参加機関は次のとおりとする。

農林振興局、こども福祉センター、福祉事務所、県税・総務事務所、保健所、土木事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、公共職業安定所、教育事務所、総務商工センター、社会保険事務所、警察署、税務署、社会福祉協議会、農業協同組合、農業共済組合、商工会、金融機関、住宅金融支援機構、県信用保証協会、九州電力、NTT

第2款 生活確保資金の融資等

第1項 基本方針

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

町は、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるとともに、これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明（書）の交付体制を確立し、被災者に罹災証明（書）を交付する。

また、町及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

なお、各種の事務処理に当たっては、手続きの簡素化、迅速化を図る。

第2項 対策

1 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

2 災害弔慰金等の支給

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づき、町の条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

なお、費用負担は国1/2、県1/4、町1/4となっている。

表 災害弔慰金等一覧

災害弔慰金	対象災害	自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ・ 都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
	支給者	①生計維持者 ②その他の者	500万円 250万円
	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 (兄弟姉妹については、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合で、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者が対象となる)	
災害障害見舞金	対象災害	自然災害	上記「災害弔慰金」の場合と同じ
	支給者	①生計維持者 ②その他の者	250万円 125万円
	障害の程度	<ul style="list-style-type: none"> ①両目が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの 	

※災害弔慰金については、自然災害によるもので法対象に満たない規模の災害について、県単独事業による弔慰金支給制度があるので市町村は所用の措置を講じること（費用負担 県1/2、市町村1/2、支給額①生計維持者500万円、②その他の者250万円）

第4章 災害復旧・復興計画
第4節 被災者の生活再建等の支援

3 災害援護資金の貸付

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。

なお、資金貸付の財源は、国が2/3、県が1/3をそれぞれの市町村に、無利子で貸し付けることとなっている。

災害援護資金	対象災害	自然災害：都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害		
	貸付限度額	①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	
	②家財の1/3以上の損害	150万円	270万円	
	③住居の半壊	170万円 (250)	(350)	
	④住居の全額	250万円 (350)		
	⑤住居の全体が滅失もしくは流失	350万円		
		特別の事情がある場合は()内の額重複する場合は50万円を調整する		
	貸付条件	所得制限	(世帯人員)	(市町村税における総所得金額)
			1人	220万円
			2人	430万円
		3人	620万円	
		4人	730万円	
		5人以上	(一人増すごとに730万円に30万円を加えた額)	
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合に当たっては、1,270万円とする。		
	利息	年3% (据置期間は無利子)		
	据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)		
	償還期限	10年 (据置期間を含む)		
	償還方法	年賦又は半年賦		

4 生活福祉資金(福祉資金・福祉費)の災害臨時経費の貸付

【宮崎県社会福祉協議会】

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、災害を受けた事による困窮から速やかな自立更生を促すため、民生委員・児童委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金(福祉資金・福祉費)の「災害臨時経費」、「住宅資金」の貸付を行う。

区分	生活福祉資金(福祉資金・福祉費)の「災害臨時経費」、「住宅経費」
実施主体	県社会福祉協議会(窓口は、各市町村社会福祉協議会)
対象災害	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害
対象世帯	災害を受けた低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯 ※低所得世帯とは、概ね市町村民税非課税程度。 又は世帯の全収入が生活保護法に定める最低生活費の1.5倍以内程度。

第4章 災害復旧・復興計画
第4節 被災者の生活再建等の支援

貸付限度額	①災害臨時経費 150万円以内 ②住宅経費 250万円以内				
貸付利息	連帯保証人を立てた場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%				
据置期間	6か月以内	償還期間	7年以内	償還方法	月賦

5 母子父子寡婦福祉資金の貸付

【県】

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

資金名	母子父子寡婦福祉資金貸付の住宅資金				
実施主体	県（窓口は、西臼杵支庁福祉課、県福祉子どもセンター、児湯福祉事務所、市福祉事務所）、宮崎市				
貸付対象者	母子家庭の母又は父子家庭の父もしくは寡婦				
貸付限度額	200万円以内				
貸付利率	保証人有りの場合は、無利子。無しの場合は、年1.0% ただし、据置期間中は無利子				
据置期間	貸付の日から6か月	償還期間	据置期間経過後7年以内		
償還方法	年賦、半年賦、月賦				

6 被災者生活再建支援制度

【被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館内）】

「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（10万人未満に限る。）における自然災害
- オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ アもしくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
 - 2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

第4章 災害復旧・復興計画
第4節 被災者の生活再建等の支援

- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

①住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

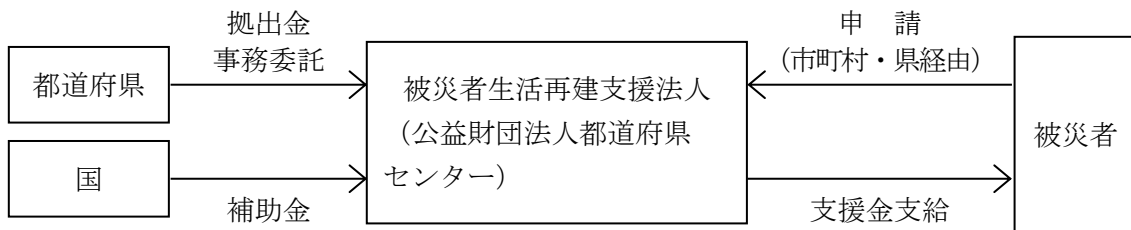
住宅の被害程度	全壊 (2)アに該当	解体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当	中規模半壊 (2)オに該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	-

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借 (公営住宅以外)
(支給額) 全壊・解体・長期避難・大規模半壊 (2)ア～エに該当	200万円	100万円	50万円
中規模半壊 (2)オに該当	100万円	50万円	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）

(4) 支給の仕組み



- ・申請窓口：町
- ・申請時の添付書面
 - ①基礎支援金 罹災証明書、住民票 等
 - ②加算支援金 契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- ・申請期間
 - ①基礎支援金 災害発生日から13か月以内
 - ②加算支援金 災害発生日から37か月以内

7 宮崎県・市町村被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「宮崎県・市町村災害時安心基金」を原資とした被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

- (1) 対象となる自然災害
6と同じ。
- (2) 支給対象世帯

第4章 災害復旧・復興計画
第4節 被災者の生活再建等の支援

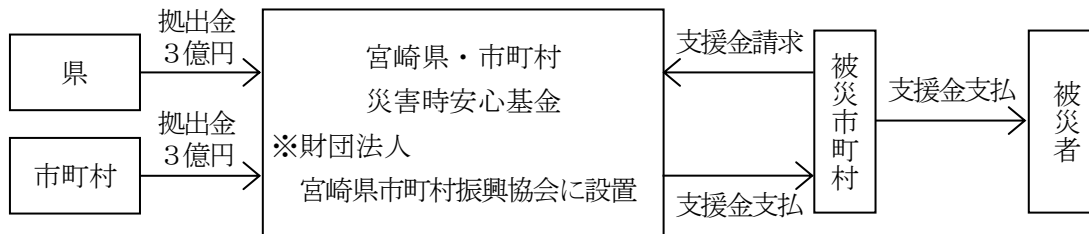
国の支援法が適用された自然災害により、支援法の適用以外の市町村において以下の住家被害が発生した被災世帯。6（2）と同じ。

- (3) 支援金の支給額
6と同じ。

8 宮崎県・市町村災害時安心基金

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、県と市町村が共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。

- (1) 基金の額
6億円（平成19年度から県、市町村が1億円ずつ3年間積み立て）
- (2) 基金の設置場所
公益財団法人宮崎縣市町村振興協会
- (3) 支援金交付対象市町村
自然災害により全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の住家被害があった市町村（1世帯でも床上浸水以上の住家被害のあった市町村）
- (4) 支援金の額
1世帯当たりの支援金の額は、以下のとおり。
ア 全壊 20万円
イ 大規模半壊 15万円
ウ 半壊又は床上浸水 10万円
- (5) 支援金交付先
被災市町村（被災者へは被災市町村が支給）
- (6) 支給の仕組み



9 罹災証明の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明の交付に必要な業務の実施体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明する。

- (1) 被害認定基準

災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和6年5月 内閣府（防災担当））を基とした次の区分とする。

第4章 災害復旧・復興計画
第4節 被災者の生活再建等の支援

表 災害に係る住家の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊（全焼・全流失）	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊（半焼）	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。

(2) 早期交付のための体制確立

町は、災害発生により住家等に被害が及んだ場合、又はそのような事態の発生が予想される場合、罹災証明書を発行するための事前準備を行い、体制の整備に努める。

ア 罹災証明書発行のための事前準備

- ① 発行方針の決定
- ② 罹災証明書の様式の設定
- ③ 資機材等の確保
- ④ 申請窓口及び人員の確保
- ⑤ 罹災証明書発行に関する広報活動 等

第4章 災害復旧・復興計画
第4節 被災者の生活再建等の支援

イ 被害認定調査のための事前準備

- ① 調査計画の策定
- ② 調査体制の構築及び調査班の編成
- ③ 調査用資機材の調達
- ④ 職員研修の実施 等

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和6年5月 内閣府（防災担当））及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」（令和6年5月 内閣府（防災担当））を参考とする。

被害認定調査の流れを次に示す。

第4章 災害復旧・復興計画
第4節 被災者の生活再建等の支援

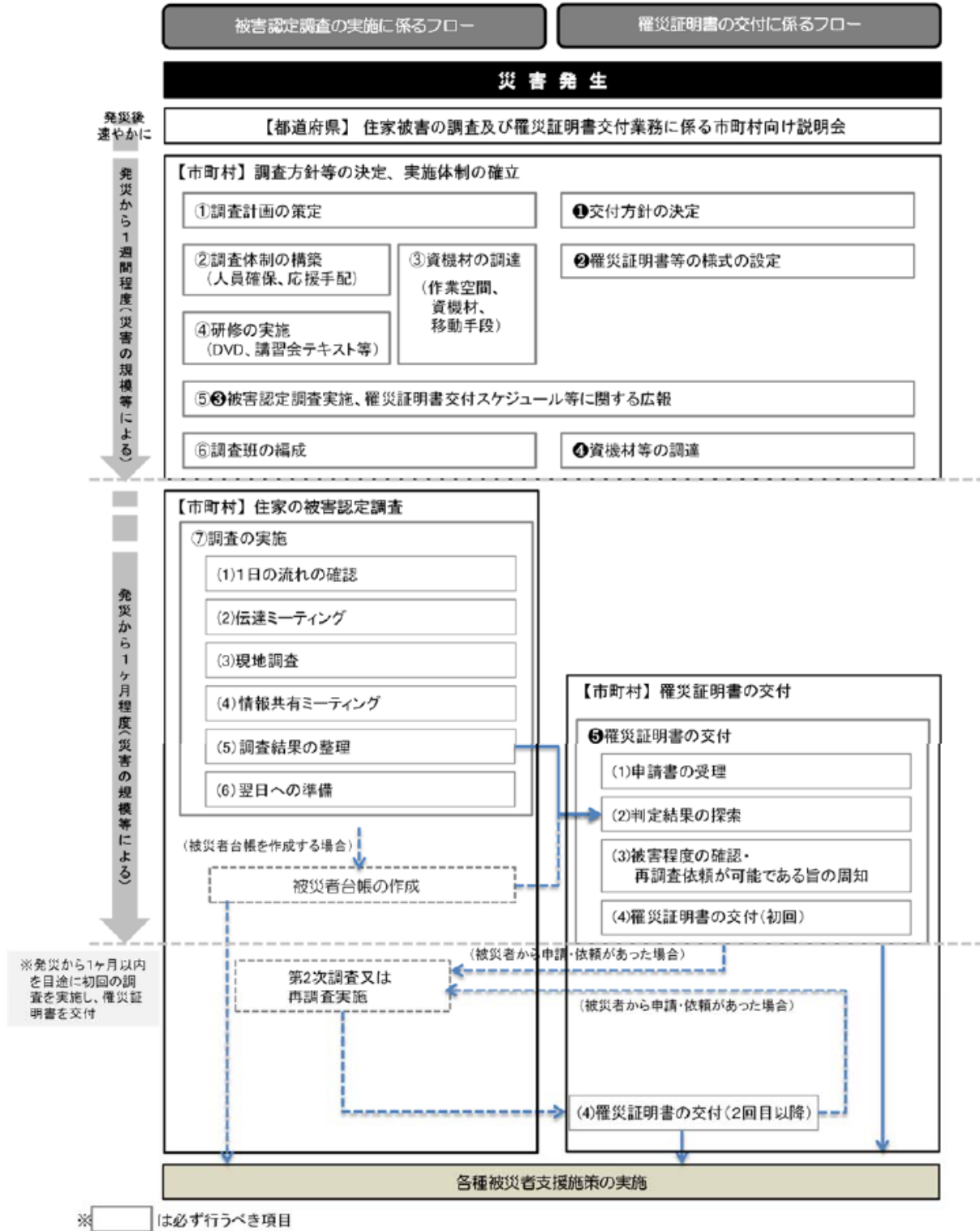


図 被害認定調査の流れ

(資料：災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き 令和6年5月)

また、町は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知する。

住宅に関する各種調査の違い、被災建築物応急危険度判定の判定内容、被災宅地危険度判定の判定内容を次に示す。

第4章 災害復旧・復興計画
第4節 被災者の生活再建等の支援

表 住宅に関する各種調査の違い

	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度を判定し結果を表示	住家に係る罹災証明書書の交付
実施主体	町（県が支援）	町、県	町
調査員	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士（認定登録者）	主に行政職員（罹災証明書交付は行政職員のみ）
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し二次災害を軽減・防止	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊、大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載

表 被災建築物応急危険度判定の判定内容



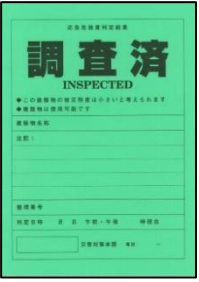
判定内容			
解説	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより、立ち入りが可能である。	建物の損傷が少なく、使用可能である。

表 被災宅地危険度判定の判定内容

判定内容			
解説	変状等が特に顕著で危険である。避難立ち入り禁止措置が必要である。	変状が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限する等十分注意する。	変状は見られるが、当面は防災上の問題はない。

第4章 災害復旧・復興計画
第4節 被災者の生活再建等の支援

(3) 罹災証明書の発行

罹災証明書は、災害による被害の程度を証明するための書面であり、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく被災者生活再建支援金の申請時や町税の減免申請時等に利用される。

ア 相談窓口の開設等

被災者からの罹災証明申請については、税務課で対応する。

また、各種相談については、庁内に専用の窓口及び会場を確保し、開設する。

イ 被害認定調査の実施

被災者から罹災証明申請を受けた住家等に対し、被害の程度を判定するため被害認定調査を実施する。調査体制は1班2人程度とし、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和6年5月 内閣府（防災担当））等を基に目視による一次調査を実施する。

なお、罹災証明申請を受けた際に、被害状況の写真等を基に、一部破損等の被害の程度が低いと判断されるものについては、被害認定調査の実施を不要とする。

また、事業者を対象とする罹災証明申請については、申請者が被害認定調査を希望しない場合は、被害認定調査の実施を不要とする。

ウ 罹災証明書の発行

被害認定調査より判定された結果等を基に、罹災証明書を発行する。

なお、罹災証明書の判定結果に対し、被災者は再調査を依頼することが可能であり、その場合は再度建物内部の二次調査を実施し、罹災証明書を再発行する。

(4) 罹災証明書発行に関する広報

罹災証明に関する体制が整備された際に、罹災証明書の発行開始日時、受付会場、申請のために必要な持ち物等について、町ホームページ、町庁舎内及び町広報紙等を活用し、被災者への周知に努める。

第3款 税対策等による被災者の負担の軽減

第1項 基本方針

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していく。

第2項 対策

1 町税等の減免等

町は、「災害被害者に対する徴税の減免に関する条例」、「国富町国民健康保険税条例」、「国富町介護保険条例」等により、被災者に対する税等の徴収猶予・減免・納税緩和措置等の措置を推進する。

2 国税・県税の減免等

町は、地方税法及び宮崎県税条例の規定により、被災した納税者に対して適宜・適切な措置を講じるよう国・県の支援の要請に努める。

第4款 住宅確保の支援

第1項 基本方針

町は、県からの指導、支援のもと、自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を推進し、居住の安定を図る。

町の対応が困難な場合は、県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、自力で住宅を建設する被災者に対して住宅金融支援機構による住宅資金の貸付等に対する情報の提供と指導を行う。

第2項 対策

1 災害公営住宅の建設

(1) 災害公営住宅は、次の各号の一に該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設する。

ア 地震、暴風雨、洪水、その他の異常な天然現象による災害の場合

- ① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- ② 一市町村の区域内の滅失戸数が200戸（激甚災害は100戸）以上のとき
- ③ 滅失戸数がその区域内住宅戸数の一割以上のとき

イ 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）

- ① 被災地域の滅失戸数が200戸（激甚災害は100戸）以上のとき
- ② 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の一割以上のとき

(2) 災害公営住宅は原則として町が建設し管理する。

(3) 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数は、概ね次による。

ア 入居者資格

次の各号（老人等にあっては、①、③及び④）の条件を具備する者

- ① 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。
- ② 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- ③ その者の収入が低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして公営住宅法施行令第6条第2項に規定する金額を参酌して、町長が定める金額を超えないこと。
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

イ 建設戸数

- ① 建設戸数は被災滅失住家戸数の3割（激甚災害は5割）以内とする。
ただし、他市町村で余分があるときは、3割（激甚災害は5割）をこえることができる。
- ② 県においては、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の3割（激甚災害は5割）以下の場合、3割（激甚災害は5割）に達するまで建設することがある。

2 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅融資対象地域の決定

災害が発生した場合、町及び県は、被害状況を調査し、住宅金融支援機構から被害状況の報告を求められた場合は、迅速に対応する。

また、災害復興住宅融資の実施が決定されたときは、罹災者に対し、当該融資が円滑に行われるよう機構に協力し、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行

う。

(2) 災害復興住宅（新規、購入、補修）融資

融資の対象地域内に、災害により滅失した住宅を災害当時所有し、又は使用していた罹災者（罹災の日から2年を経過しない場合に限る。）は、融資を受けることができるので、町及び県は、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行う。

また町は、罹災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないように努める。

第5款 災害復興基金の設立

町及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

第1款 中小企業の復興支援

第1項 基本方針

町は、県及び関係団体と連携し、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、市中金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（㈱日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）の融資並びに小規模企業者等設備導入資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置するとともに、国に対しても要望する。

第2項 対策

1 被害状況把握のための体制整備

町及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第2款 農林水産業の復興支援

第1項 基本方針

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、生産力の維持と経営の安定を図るために必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置するとともに、国に対しても要望する。

第2項 対策

1 農業関係

被害農業者及び被害農業協同組合に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）の適用を国に対して要請し、低利の経営資金及び事業資金の融通により、農業経営の維持安定を図る。

また、株式会社日本政策金融公庫資金の農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金（農地等の復旧資金）、農林漁業施設資金（施設復旧資金）を活用し、早急な災害復旧を図る。

なお、農業用施設災害については、農業近代化資金（1号資金、4号資金）により、被害を受けた農業用施設の復旧を図る。

2 林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進する。

なお、林業者に対する株式会社日本政策金融公庫による融資制度の積極的な活用を指導するとともに災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を積極的に指導推進する。

3 水産業関係

被害漁業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、被害漁業者の経営の安定を図るよう推進する。

第4章 災害復旧・復興計画
第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

また、宮崎県信用漁業協同組合連合会等の系統金融の積極的な利用を指導するとともに、株式会社日本政策金融公庫の融資制度の活用を図る。